

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和5年12月5日（火） 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	沼田和利
市長公室長	飯野喜行
経営企画部長	二野屏公司
総務部長	野口克己
市民部長	吉田茂男
保健福祉部長	渡辺恭子
環境経済部長	大徳通夫
建設部長	長谷川啓一
教育部長	小川茂生
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
市長公室次長兼 秘書課長	稲葉健一
経営企画部次長兼 財政課長	糸賀修
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮本史朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石野尚生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤木光二
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和 5 年第 4 回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. ハクビシン等野生鳥獣による被害の防止対策 2. 市内小学校の課題について	1. 市内に出没する鳥獣の種類と被害状況、人的被害はどうか。 2. どのような対策が有効か。(トラップ、薬剤など) 3. 支援体制はあるのか。 1. 各小学校における児童生徒数の推移について(過去5年間) 2. 近い将来登校地域の編成変更の可能性はあるのか。 3. 少子化による子ども会への影響について 4. 登下校時、不審者の発生しやすい地域や交通事故多発地域での対策状況。 5. 牛久市が進めてきた「学び合い」の教育方針について ①牛久市はなぜ「学び合い」を推進してきたのか ②学び合いは現在の学習指導要領とどう関連しているのか。	関 係 部 長 市 長 関 係 部 長
2. 加藤 政之 (一問一答方式)	1. 教職員の働き方の実態と、働き方改革、地域との連携の現状について	①教職員の時間外労働の実態について ②超過勤務の実態に対してどんな改善がとられているか。 ③部活動の地域移行についての広まり方 ④部活動の地域移行の委託によって家庭や行政の負担がどの程度発生しているか。 ⑤先行実施した学校の中でどんな課題が出ているか。 ⑥教員の負担軽減の結果や、地域との連携や人材	市 長 関 係 部 長

		活用が図られてきているか。	
3. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 人口減少対策	(1)「牛久市人口ビジョン」と過去10年間の人口動態（社会増減、自然増減） ・自然減の大幅な拡大の原因 ・社会増の減少の原因 ・牛久市の「強み」となる地域特性（気候・地理、交通、防災、住宅、教育、福祉等） (2)子ども施策 子育て世帯にやさしい町づくり ・幼小中学校給食費ゼロと子どもの医療費ゼロ ・産科婦人科小児科の充実 ・学び合い、外国語教育、児童クラブの充実 (3)公共交通施策 誰もが住みやすい・暮らしやすい町づくり ・かっぱ号の一定の有効性 ・うしタクの抜本的改革の必要性 ・大館市のmobiプロジェクト (4)住宅施策 持ち家の取得とリフォームを支援 ・住宅地の新開発と再開発 ・住宅の新築・取得時（中古住宅含む）の補助金・減税・優遇制度 ・住宅のリフォーム・増改築時における補助金・減税・優遇制度 (5)企業誘致 地域経済の活性化と雇用先の拡大 ・地域の強味を生かしたアプローチと地域出身者の人脈の活用 ・県とタイアップした大型企業誘致 ・地方創生関係交付金の活用 ・民間企業や特定の業種	市長 関係部長

		団体による誘致事業の活用 (6) 広報活動 牛久市の魅力の発信強化 ・市のホームページ、広報うしく、FMうしくうれしく放送、その他のSNS等の決算の推移と評価 ・広報の役割、目的の再確認 ・特に対外的な宣伝は、専門的な知識・技術も必要ではないか ・市のホームページ、SNSの強化策	
4. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 身寄りのない人でも地域で安心して暮らせるために 2. 子どもの意見をまちづくりに生かすために	(1) 身寄りがいないことで生じる問題と今の仕組みでできること、できないことについて伺う。 ①身元保証 入院や入所時の現状と現場での対応 ②日常生活支援 緊急時・災害時の対応、入退院時の支援、定期的な見守り、金銭管理、生活上の困りごと（買い物、ごみ）等の対応 ③死後事務 葬儀や遺品の処分 (2) 早期から関わりをもち、支援が必要になったときに関係者が情報を共有できる仕組みづくりについて伺う。 (3) 安心して利用できる身元保証高齢者サポート事業について伺う。 (1) 子ども議会の目的と議会での意見や提言を受けて実現したことについて伺う。 (2) 子どもの意見をまちづくりに生かす取り組みについて伺う。	市長 関係部 関係部 長
5. 大森 和夫	1 職員の定数、早	職員定数、欠員、中途退職	関係部 長

(一問一答方式)	期・臨時・経験者採用、病欠・育児休業の職員補充	ハラスメント、経験者・退職者独自採用 繰り上げ採用	
	2 学校給食費の完全無償化	牛久市での実施予定 小学生、中学生、2人目以上、3人目以上	関係部長
	3 18歳未満の医療費完全無償化	牛久市での実施予定 小学生、中学生、2人目以上、3人目以上	関係部長
	4 中学生以下の通学時自転車購入費助成・レンタルヘルメット購入費助成	2人目、3人目	関係部長
	5 高齢者の補聴器購入費・修理費の助成	市議会での意見書採択、実施予定 80歳以上、75歳以上、65歳以上。	関係部長
	6 不登校の現状と対策	今後の対策、タブレット端末の有効活用、U@りんくす	関係部長
	7 県南水道の事業推計	設備機器の更新補助金の廃止 県営水道一元化について	関係部長
6. 小松崎 伸 (一問一答方式)	1. 行政の災害対策と危機管理	(1) 防災の最前線機関として、災害発生時、避難指示の発令について (2) 平常時の防災対策として、地域防災計画の作成、避難場所の指定、備蓄、無線の整備、広報啓発、防災訓練の実施、自主防災組織の結成と育成、事業者等と協定の締結、プッシュ型支援について	関係部長
	2. 行政の災害救助、応急対策の準備体制は。	(1) 災害救助法の実施は、法定受託事務として県知事が行い、市町村長がこれを補助する (2) 応急仮設住宅の用地の確保と入居者の公募、管理は、市町村の役割	市長 関係部長

		(3) 災害弔慰金法 事務の実施主体は市町村	
7. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. 牛久市消防団の現状と課題について	(1) 消防団の法的位置づけ、管理運営主体、消防署との関係 (2) 消防団の団員や組織構成 (3) 消防団の活動・役割、消防署のそれとの違い (4) 牛久市消防団の分団数、団員数、性別・年齢・職業等の団員構成 (5) 牛久市消防団の活動経費の内訳と金額 (6) 牛久市消防団の特筆すべき活動内容 (7) 牛久市消防団の課題とそれに対する解決策 (8) 消防団の意義と活動の市民への周知と理解	市長 関係部長
	2. 牛久市の観光名所の案内表示について	(1) 市内の観光名所の案内表示の現状 (2) デジタルサイネージ等を活用した観光名所のPRと案内表示の目立つような工夫、通り名の具体的な表示 (3) 観光地周辺の飲食店などの紹介PR (4) 公共交通機関による市内観光巡りの実情と号やうしタクによる市内観光巡りプランの企画	関係部長
	3. 児童生徒に対する教員の性犯罪・性暴力について	(1) 練馬区立中学校校長の事件についての市の見解 (2) 本市における性犯罪・性暴力で懲戒処分を受けた教員の実態 (3) 教員による性犯罪・性暴力が発覚した場合の対応 (4) 教員による性犯罪・性暴力防止のための具体的な取り組み	関係部長
8. 高嶋 基樹 (一問一答方式)	1 市産品の今後の展望について	・観光やご当地を市外にPRする手段の一つとして、市産品が挙げられる。牛	市長 関係部長

	2 防犯カメラの設置について	久市が関連する市産品と実績、また取り扱い箇所は？ ・今後、新たな市産品の開発や既存品の販路開拓・拡大の計画はされているか？ ・牛久市がモデル地域として、一部地域に実装されるが、今後拡大していく計画は無いのか？	関係部長
9. 伊藤 知子 (一問一答方式)	1 若者政策について 2 高齢者のお困りごとについて	1 ・本市において若者に対する政策にはどのような取り組みや考えがあるか伺う。 ・若者を対象とする部署の設置や条例制定についての見解を伺う。 ・本市において、子どもや若者に対して、郷土を知る、ふるさとの学習のとりくみがあればお示しく下さい。 ・若者会議の設置、取り組みへの見解を伺う。 2 ・市内の至る所にベンチを増やしてほしい、歩道の切り下げによる勾配がきつく歩行が困難なため、平らにしてほしい、シニアカーの走りやすい歩道の整備を望む声などへの見解を伺う。 ・シニアカーの購入補助金、安全装置付き自動車の購入補助金導入への見解を伺う。 ・買い物弱者への支援は何かできるかについて伺う。	市長 関係部長 関係部長
10. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 本市の観光産業をどのように取り組んでいくか。	1. 観光協会の活動内容(実態は)・補助金は。 2. 商工観光課とシティプロモーションと観光協会の役割分担は。	市長 関係部長

		3. 観光協会の法人化をすべきでは。 ・事業内容について ・会員について ・キャッシュレスカードへの自治体としての取り組み 4. 観光産業の流れはどのように考えているか。 ・インバウンド事業など ・牛久シャトーの観光と経営実態の確認と提案 5. 県との連携はどのように考えているのか。 ・所管はどこが行うか。	
11. 水梨 伸晃 (一問一答方式)	1. 子育て広場の利用について 2. 牛久市の公園の今後について 3. 牛久市シティプロモーション公式SNSを活用した歳入確保について	妊娠中の方の子育て広場の利用はできないか 既存公園施設の駐車場整備の予定はないか 牛久市公式SNSを収益化することにより新たな歳入の確保になるが、予定はないか	関係部長 市長 関係部長
12. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 職員数について 2. デジタル地域通貨の導入について	①「類似団体別職員数の状況」結果から見る牛久市の職員数について ②令和5年度第1回職員採用試験について ③令和5年度第2回職員採用試験について ④今年度の採用予定人数に対する合格者数について ①令和2年第3回定例会一般質問の検討結果について ②デジタル地域通貨のメリット・デメリットについて ③デジタル地域通貨導入の考えについて	関係部長 市長 関係部長
13. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 重層的支援体制整備事業の推進について	1. (1) 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進にむけた取り組み	市長 関係部長

	2. 障がいのある子どもたちが健やかに成長・発達するための体制整備について	①相談支援体制の再編と包括的相談支援事業の構築 ②参加支援事業／民間・地域資源の活用 ③地域づくり事業 (2) 事業推進のための職員体制・ネットワークの強化にむけた取り組み 2. (1) 市の早期発見・療育支援の取り組みと変化・充実してきた支援体制との連携 ①市の早期発見と相談体制における子ども発達支援センター「のぞみ園」の役割と連携 ②児童発達支援事業所・相談支援事業所開設による変化と連携 (2) 児童発達支援センターの開設への取り組み ①施設整備の検討状況 ②事業内容の検討 ③人材確保に向けた支援	関係部長
14. 出澤 大 (一問一答方式)	1 本市の基金について	1 本市において積み立てている全ての基金の項目とその目的や用途について伺う。 2 それら全ての基金の直近5年間の各年度末での基金残高の推移と傾向を伺う。 3 県内の他市町村と比べてどのような状態と認識しているか。	関係部長
	2 本市の市債について	1 市債とはどのようなものと捉えているのかを伺う。 2 直近5年間の各年度末の市債残高の推移とその傾向を伺う。 3 県内の他市町村と比べてどのような状態と認識しているか。	関係部長
	3 牛久市公共施設	1 今後40年間の公共施設	市長

	等総合管理計画について	設の更新費用の推計が出されているがこれは現在ある全ての公共施設が維持されるという前提なのかを伺う。 2 計画の中に明記されている人口推計については既に現実との乖離が見られるとの認識だが執行部の受け止めを伺う。 3 今後40年間で必要な更新費用のうち、どのくらいの金額を基金として積み立てようとお考えなのか、目標金額があれば伺う。	関係部長
	4 事務事業評価制度について	1 執行部も表明していた「事業の取捨選択」を行う上で必要だと思われる事務事業評価制度についてはどのようにお考えなのかを伺う。	関係部長
	5 本市の税収について	1 本市の税収に占める法人所得税の割合についてはどのような認識かを伺う。	関係部長

令和 5 年第 4 回牛久市議会定例会

議事日程第 3 号

令和 5 年 1 2 月 5 日（火）午前 1 0 時開議

日程第 1．一般質問

午前 1 0 時 0 0 分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は 1 4 人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、8 番柳井哲也議員。

〔8 番柳井哲也議員登壇〕

○8 番 柳井哲也 議員 皆さん、おはようございます。うしく未来プロジェクトの柳井哲也でございます。一生懸命質問してまいります。よろしくお願いいたします。

今日は、通告書、2 つほど課題を出しております。

まず、1 番目のハクビシンなど野生鳥獣による被害の防止対策ということで質問していきたいと思っております。

今から 1 万年前、私たちの祖先は、豊かな自然の中で狩猟や採集による生活をしていました。食べ物が少なくなると次の場所へ移動していたようです。やがて大陸から、よりおいしい食料があることを知らされ、山林を開墾して、米や野菜の栽培をするという定住生活になりました。こうして弥生時代より今日に至るまで、2, 0 0 0 年にわたって狩猟、採集や野菜栽培等の改良を重ね、食農の文化を進めてきた歴史があります。

とりわけ狩猟については、捕り過ぎてしまいますと自然界における食物連鎖に重大な影響を及ぼすということで、国や自治体は、生態系が適正に保たれるよう法律や条例で鳥獣との共生を図ってきたわけであります。

しかし、現状は果たしてうまくいっているのでしょうか。国内各地では熊の出没が多発し、犠牲者まで出てしまいました。茨城県や牛久市は、命に関わるような事態は全くなく、本当に素晴らしいところであることは確かですが、何もないわけではありません。

私の住んでいる一厚西には大きな総合病院がありますが、その周辺には山林が多く、夕方になるとカラスがねぐらに戻ってきます。その数何と数千羽と思われます。人家から離れたラッカセ

イ畑にはこのカラスが押し寄せてきて、その被害が甚大で農業を辞めてしまった人もいます。その畑を団地の人たちが家庭菜園として借り受け、キュウリやトマトやスイカを栽培していますが、鳥獣対策のネットを張りませんとやられてしまいます。小規模の菜園ですらこのような状況ですから、大きくやっている農家はいかばかりかと思ってしまう。

数日前の新聞報道によりますと、県内の特産物であるレンコンがマガモによって年３億円の被害を受けており、防鳥ネットを設置するとネットにかかる野鳥の犠牲が問題となり、対策に頭を痛めているとのこと。

今回の私の質問は、牛久市において鳥獣との共生がうまくいっているのかどうかについてであります。まず第一に、市内に出没する鳥獣の種類と被害状況をお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 当市には、イノシシやタヌキ、キジ、また、先ほど議員から御紹介ありましたカラスなど、数多くの種類の在来種が生息しております。一方、ハクビシンやアライグマなどの外来種も生息をしております。鳥獣ごとに生息している場所などが広範囲に及んでいるため、その種類やどのぐらいの数の生息があるかというものの全容の把握は非常に難しい状況ではございます。

また、現在、被害状況ということでは、人的な被害について市への報告はありませんが、ハクビシンやアライグマなどの野生鳥獣の目撃情報ですとか、農作物への被害状況は受けています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

現状は大変な状況があるのではないかと思います。本当に農家の人はこういうことをくぐり抜けて毎日毎日頑張っておられるということでございます。

それでは、２番目の質問であります。

どのような対策が有効か。個々人がやってはいけない対策などもあるかと思うんですが、対策について質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第８条では、原則、鳥獣及び鳥類の卵は捕獲等又は採取等をしてはならないと規定しています。そのため、駆除などによる被害の根本的な解決は難しい状況ではありますが、野生鳥獣による被害を防止するために有効と思われる対策を幾つか御紹介させていただきます。

まず、自宅付近の下草刈りを心がけること、木になっている果実を放置しないこと、生ごみを外に放置しないなど、生活環境を清潔に保つことによって鳥獣が好む環境をつくり出さないということが最も効果的になっています。

また、柵やネットを設けたり、ホームセンターなどで購入することができるんですが、動物が嫌がる忌避剤をまくなどの対策によって、鳥獣の侵入を物理的に遠ざける対策も有効であるようです。

さらに、原則、捕獲などはできないんですけれども、どうしても御自分で猟具を用いた捕獲を望まれる場合には、許可を受けることにより捕獲することが可能となります。その際は、捕獲するだけではなく、御自身で捕獲した鳥獣の処理など、最後まで責任を持っていただくことになります。許可を受けるに当たっては、鳥獣の種類や時期、さらに捕獲方法などによって条件が異なりますので、農業政策課へ御相談をいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 狩猟免許を持たない一般の方々は捕まえて殺処分したりすることはできないので、消極的な対策として、ネットを張ったり、忌避剤をまくなど、消極的な対策で防ぐ以外にないということです。

３番目の質問に移りたいと思います。

市による支援体制はあるのかどうかについて質問したいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 市の支援ということなんですけれども、現在、鳥獣被害に対する市の支援というのはございませんが、先日発行されました広報うしく１２月１日号にも掲載しております。先ほどの質問での答弁で申し上げましたけれども、こういった対策が有効か、あとはその動物の特徴や生態など、今回１２月はアライグマから農作物を守ろうということで広報紙のほうに掲載をさせていただいております。そういったように、これからも情報発信や啓発に努めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 たまたま、被害も結構出ているということで、今回１２月１日号の広報うしくでその対策について掲載しているということであります。

ところで、牛久にはかっぱ伝説というのがあります。以前、牛久沼湖畔の城中村では、畑のキュウリや野菜類が荒らされるとかっぱの仕業であると考えた、そういう話であります。みんなが困っていると、村のつわものがついにこのかっぱを捕まえたのでした。かっぱはこの松の木に三日三晩縛りつけておいたところ、かっぱも頭の皿の水が全部乾いてしまってまいってしまう。もう村の人たちに、もう絶対畑を荒らしたりしないから勘弁してほしいということで謝って、反省十分と見られたので、村人はちゃんとかっぱと約束して、また許してやったところ、その後、城中村ではかっぱによる被害は全くなかったという話であります。それどころか、かっぱはその後、城中の地域のために一生懸命協力してくれて、その後、城中の人たちは、かっぱにお礼の気持ちで、川にお餅をついたら投げ込んでやるというようなまつりごとまでしてきたということです。

畑で何かを作る場合にも、このロス、ロス率というのはあるんだと思うんですけれども、どのぐらいまで私たちはそのロスを我慢できるのかという問題だと思います。

鳥獣保護管理法という中に、鳥獣との共生ということがうたわれていますが、人間が動物をどんどんどんどん開墾して追いやってしまって、苦しめてきて、今その反動を受けているという事態が発生しているわけなんですけれども、どれほどどこまで我慢したらいいかという問題で、本

当にこの問題は難しい問題だなといつも考えているところであります。

牛久市はこういう問題に対してどのように考え、対策を取っているのかについて質問したんですけれども、参考までに、その城中村、かっぱを愛した小川芋銭さんがこんな絵を描いています。まさに鳥獣との共生の絵なんですけれども、草屋根の農家の家の前で奥さんが外に出てきたところ、隣の家から用事があって奥さんがやってきて用件の話を始めるんですね。庭には、広い庭にはむしろが敷いてあって、そこに穀物類が天日干しをしてありまして、二人の話はだんだんだんだん、用件は済んだんですが長くなっていて、むしろの天日干しのところにはスズメの家族がやってきまして、一生懸命おいしいごちそうを食べているんですけども、芋銭さんはそれを温かい目で見守って、そういう気持ちがある絵の中に描かれているんですけども、ああ、このぐらいいはまあしょうがないかと、そこの奥さんもそれを話しながらゆっくり見守っているという感じの絵なんですけれども、本当にそういう形で牛久というののもやってきたんだなと思って、私もいろいろ多少は私も家庭菜園やっているんですが、やられても我慢しなきゃなんないんだなと思いながら、でも、農家の人は本当に大変な思いでやっているんで、市も真剣に考えてほしい、そういう思いで質問した次第でございます。いろいろ考えながら、さらによい、農家にとってもよい対策をしていてもらいたいと思って質問した次第でございます。よろしくお願いいたします。

次は、2番目の質問でございます。

市内の小学校の課題について質問をさせていただきます。

まず1番目、各小学校における児童生徒数の推移について、過去5年間、分かりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

市内各小学校における過去5年間の児童数の推移といたしましては、令和元年5月1日時点から令和5年5月1日時点と比較いたしますと、牛久小学校では36人の減少、岡田小学校では56人の減少、牛久第二小学校では11人の減少、中根小学校では134人の減少、向台小学校では40人の減少、神谷小学校では94人の減少、ひたち野うしく小学校では142人の減少、おくの義務教育学校では、当時の奥野小学校と義務教育学校前期課程とを比較いたしますと26人の減少となっております。

傾向といたしましては、牛久小学校、岡田小学校、神谷小学校では毎年減少傾向にあり、北部地区のひたち野うしく小、中根小学校では令和2年をピークに減少傾向となっております。また、牛久第二小学校、向台小学校においては、令和元年と比較すると減少しておりますが、この5年間で年度によって増減をしております。おくの義務教育学校につきましては、減少傾向ではありますが、小規模特認校制度によって学区外から受入れをしていることもあり、大きな減少は抑えられている状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

どこも減少しているということで、牛久市の状況が子供の数で随分明らかになっているところ
であります。

2 番目の質問に移ります。

近い将来、登校地域の編成変更の可能性はあるのかについて、よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

直近の市内通学区域の変更は、ひたち野地区の人口増加に伴い、下根中学校の教室が不足する
こと、また、そのほかの中学校では生徒数の減少により余裕教室が見込まれることから、平成 2
5 年に見直しを行っております。

変更内容といたしましては、岡田小学校区はこれまで牛久第一中学校と下根中学校へと分かれ
ていましたが、全域を牛久第一中学校へ通学するよう変更しております。あわせて、女化行政区、
さくら台行政区、柏田台行政区を牛久第一中学校から牛久南中学校へ変更。神谷二区行政区を岡
田小学校・牛久第一中学校から牛久第二小学校・牛久第三中学校に変更しております。

その後も、下根中学校におきましては生徒数の増加が続いたことで、令和 2 年度にひたち野う
しく中学校が下根中学校より分離新設されました。これにより下根中学校では教室不足は解消さ
れましたが、市内中学校では今もって最多生徒数の中学校であるため、元の学区に戻さず現在に
至ります。

現在のところ、通学区域の見直しの計画はございませんが、今後の児童生徒数の増減に応じて
検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8 番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、次に、少子化による子ども会への影響についてお聞きしたいと思います。お願いし
ます。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市の子ども会の現状については、子ども会加入率から見ますと、10 年前の平成 25 年度
には 70.4%の加入がございました。その後、徐々に下がり、新型コロナウイルス感染症拡大
の前は 45%前後でなだらかに推移しておりました。しかし、令和 4 年度には 30%を切る状況
になりました。

牛久市子ども会育成連合会、いわゆる市子連ですけれども、こちらへの加入率で見ますと、平
成 25 年度では 59 の団体が加入をしておりましたが、令和 5 年度現在で 32 団体となっており、
今後も減少が見込まれているところでございます。

これらの要因と考えられるのが、少子化による保護者の負担増です。全体の子供の数が減り、
役員の回数が増えてきたことに加え、各家庭共働きの家庭が増えたこと。このため役員活動への
従事が保護者への大きな負担となり、加入をやめてしまうケースが多いようです。また、土曜カ
ップ塾・放課後カップ塾などをはじめ、スポーツ少年団や学習塾など、子ども会以外にも子供た

ち自身の活動する場が多様になってきたことも要因に挙げられると考えております。

牛久市は、学校だけでなく、保護者も地域も共に学び合う学びの共同体の考え方を導入しております。子供は、保護者だけでなく、学校や地域総ぐるみで育まれていきます。子ども会は、学校での学習だけでは学ぶことのできない、多様性を尊重しながら互いのよさを生かして協働するチームワークや他者への優しさや思いやりといった人間性を育てるためにも、豊かな体験活動を経験できる場と言えます。まさに子ども会は、地域の中で子供を育ていける理想的な環境であると考えています。

去る１１月１１日、市子連の役員が中心となり、市子連加入へのＰＲも兼ねて、市内の子供が誰でも参加できるフリーマーケット牛久っ子マーケットを試験的に実施いたしました。大人たちに手伝ってもらいながら、子供たちが自分で準備して、売るのも買うのもお金の計算も子供による活動という初の試みではありましたが、買いに行った子供たちも含めて約３００名の御参加をいただきました。単位子ども会での参加を求めたときは３２団体中１団体だけだった結果からも分かるように、役員としての負担がなければ、子供たちにとっても保護者にとっても一緒に参加してみんなで楽しむ場を求めている、そういうことが分かってきました。

市は、今後も保護者の御負担を少しでも軽減できるよう子ども会役員から相談を受けたり、時には助言を行いながら、子供の学び場である子ども会の存続に向けて支援を継続してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○８番 柳井哲也 議員 今、本当に大切な話を聞かせていただきました。少子化によって子ども会がなかなか成り立たなくなっている。地域における先輩と後輩の関係、そこでの学校の勉強だけではない、本当に成長していくための大切な教育が、なかなか思うようにいかなくなっているという話でありました。人口問題、本当に牛久市も一生懸命やってくださっていますけれども、私たちも協力しながらこの問題に真剣に取り組んでいきたいと思っております。

４番目の質問に入ります。

登下校時、不審者の発生しやすい地域や交通事故多数地域での対策状況について、よろしくお願ひします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 茨城県教育委員会では、児童生徒等に危険が及ぶような緊急性の高い情報、例えば、不審者情報や交通事故情報などを市町村教育委員会や学校へ伝達する緊急情報メール配信システムを運用しております。

市教育委員会では、この緊急情報メール配信システムの情報のほか、警察や地域住民からの情報を市の地域安全課と共有し、かっぱメールの地域安全情報や教育委員会情報により広く周知をしております。

学校におきまして、かっぱメールの学校情報や学校の保護者連絡ツールであるマチコミアプリ等を利用して保護者への情報共有を行っております。

このように情報を広く共有することによって、日々の登下校の見守り活動におきまして、学校

の教職員をはじめ、地域住民、保護者・PTAなどの協力の下、地域全体で見守りを行っていた
だいている方々に注意を促しております。

また、警察においては、不審者情報によるパトロールの強化、地域安全課で実施している青色
防犯パトロールでは不審者情報のあった地域を重点的に実施するなど、関係機関と協力し、児童
生徒の安全に努めております。

交通事故多発地域での対応につきましては、従前より、牛久市通学路交通安全プログラムに基
づく合同点検を毎年実施している中で、交通事故多発地域のみならず、学校から提出された危険
箇所について、学校教育課、道路整備課、地域安全課、学校、竜ヶ崎工事事務所、常陸国道河川
事務所、牛久警察署により現地調査を実施し、対応を協議し対策を行っており、歩行者青信号の
時間延長、道路の拡幅や交差点への車止めの設置など、様々な対応を実施してきておるところで
ございます。

今後とも、ハード面のみならず、学校とともに保護者や地域の見守り活動や活動団体との連
携・協働を進めることで、多方面から子供たちの安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 子供たちの登下校時、本当に牛久市は力を入れてやってくださってい
るなど、今の小川部長の答弁の中にも随分網羅された答弁いただいておりますが、毎日毎日子供
たちの下校時、一緒に防犯パトロール、歩いてくださっている人たち、もう無料でずっと休まず、
雨の日もやってくださっている方、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。もう牛久は、本当に子
供たちのためにすばらしい環境づくりにみんな地域が学校と連携してやってくださっているなど
しみじみ感じているところであります。

次の5番目の質問に移ります。

市が進めてきた学び合いの教育方針についてでありますけれども、まず1番目、牛久市は、な
ぜこれまで学び合いを推進してきたのか。

現在、牛久市は、全ての学校で学び合いの授業を核とした学校づくりに取り組んでいます。学
び合いの授業は、もともと荒れていた中学校を何とかしたい、そういう思いから始まって、効果
を上げ、今に至っていることは、当時、私も本当によく知っている一人として十分に理解してお
ります。その成果として、毎年、全国学力・学習状況調査などで県や国の平均より高い結果を収
めていると聞き及んでおります。秩序が保たれ、仲よく、いじめも防げる、学級崩壊を防ぐにも
効果的であるとしみじみ考えております。

しかし一方で、授業で学力を本当に伸ばしているのか、教え合いになっていないか、市長が代
わって今までの授業スタイルとは変わるのではないかとといった声も聞かれる今日この頃でありま
す。市長が代わった今、今後、牛久市はこの学び合いを推進していくのかどうかについてお聞き
したいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 牛久市では、10年以上前から、一人残らず質の

高い学びを保障することを掲げ、一人一人の児童生徒が学校にいるときぐらいは幸せでいてほしいと願い、市内全校で安心と夢中の授業づくり・学校づくりに取り組んできました。

約10年前、牛久市内の学校の授業中には、寝ている子や飽きている子、表情が悪い子など、無気力になってしまい、学べない子供たちが多くいました。この学びに向かえない子供たちの多くは、発達障害や貧困、虐待、学校での人間関係の不安定さやいじめ等、様々な背景を抱えていました。一方で、理解が早く、授業に飽きてしまっていて遊んでいる状況の子供もいました。この学べない子供たちは困った子ではなく、実は困っている、助けてあげなければならない子供たちでした。この助けてあげなければならない子供たちを、学校で最も長く過ごす日々の授業で満足させてあげたいと考え、授業を核とした学校づくりに取り組んできました。

授業づくりで重視していることは、質の高い課題を提示して、児童生徒がペアやグループで対話しながら主体的に協働して解決する授業です。日々の授業において、多様な他者と協働する過程を通して思いやりや優しさ等の豊かな心を育て、様々な背景を抱えている子供たちが子供たち同士で支え合い、助け合う関係をつくり、一人残らず救うことを目指しました。こうして子供たちが支え合い、学び合う関係を築いていくと、これまでの一人で、たくさんのことを覚え込む、苦しさや孤独に向き合うといったイメージの勉強というものから、みんなで、新しいものをつくり上げる、楽しい、つながるといったイメージの学びに変えることができました。さらに、真面目と努力を中心にしてきた学校づくりが、安心と夢中のある学校に変わってきました。

しかし、このような授業をつくることは簡単ではありません。教師がどう教えているかではなく、子供がどう学んでいるか、子供の学びの姿に視点を当て、日々の授業づくりに取り組むことが大切です。特に校内研修では、同僚の授業を参観し、その後に子供の学ぶ姿を中心に協議を行い、自分の授業改善の方向性を見いだしています。その結果、授業が変わり、子供たちはグループの仲間に支えられながら学びに向かえるようになっていき、問題行動が収まったり、障害のある子やいじめや虐待を受けている子が救われたりするなど、学校の生活面の改善が見られました。

このように、全ての子供たちにとって安心と夢中のある学校になるよう、授業づくりを核とした学校づくりを進めてまいりました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 丁寧な答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。

学び合いは現在の学習指導要領とどう関連しているのか。学び合いの授業づくりについては、牛久市独自の学習スタイルだと認識している人もおられます。また、平成29年には学習指導要領が新しくなっております。現在の牛久市の授業づくりは牛久市独自の取組なのでしょうか。学習指導要領など、国の方針などどのように関連しているのでしょうか。これについて御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 予測できないこれからの時代を生き抜く力として、

現在の学習指導要領では、全ての教科・領域を通して3つの資質・能力を育成することになっています。

3つの資質・能力とは、1つ目として知識及び技能、2つ目として思考力、判断力、表現力等、3つ目として学びに向かう力、人間性等となっており、主体的・対話的で深い学びが実現されているか、子供の学びの姿から授業改善を進めることが大切であるとされています。

文部科学省の作成した資料でも、これからの授業改善について、知識の習得のみならず、思考力、判断力、表現力を身につけたり、主体性を持って多様な人々と協働する態度を養うために、今までの一斉授業ではなく、ペアやグループを用いた学習活動を取り入れたり、子供たち自身が説明したり議論したりする場を設けることを推奨しています。その点では学習指導要領に沿ったものであると言えます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 説明詳しくいただきました。

今回、沼田市長が新しく誕生し、早いうちに、近いうちに、新しい教育長さんも決まるのではないかと考えています。そういう新しい陣容で牛久市の教育もまた新たな段階を迎えるのではないかと考えていますけれども、子供たちが本当に勉強しやすい環境で成績がさらにアップするような牛久市の教育の環境づくり、さらに進めていってほしいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

次に、11番加藤政之議員。

〔11番加藤政之議員登壇〕

○11番 加藤政之 議員 皆様、改めまして、こんにちは。会派市民クラブ、立憲民主党の加藤政之です。

私からの質問は、教職員の働き方の実態と働き方改革、部活動の地域移行について御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、教職員の時間外勤務の実態についてです。

近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務が問題になっております。

国が定める働き方改革の推進によって、民間企業の場合、大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日から働き方改革関連法案が施行され、残業時間を原則として月45時間、年360時間に収めなければならないと明記されております。これは、地方公務員である教員も例外ではなく、改正教職員給与特別措置法による上限ガイドラインでも月45時間、年360時間となっております。

しかし、教育現場の働き方はなかなか改善されておらず、教員の長時間労働は解決すべき大きな課題となっております。また、長時間労働による教員の身体的、精神的な負担が増加していることが問題視されています。

文部科学省が推進する教員の働き方改革でも、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることとあります。厚生労働省が示している働き方改革全体の推進ポイント1においても、働き過ぎを防ぐことで働く方々の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現できるようにするとしています。

そこでお尋ねします。

本市における中学校の教職員の現在の時間外勤務の現状について、過去の数字と比較してお答えください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 牛久市内の義務教育学校後期課程を含む中学校に勤務する教職員1人当たりの時間外勤務時間の月平均は、令和3年度が55時間57分、令和4年度が43時間39分と減少しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 教職員1人当たりの時間外勤務の月平均が、令和3年度と4年度を比較して月平均約12時間減っているとの答弁でしたが、本市において教職員の働き方改革に一定の成果が出ており、負担が軽減されていることは数字を見ましても明らかですが、では、実際45時間以上働いている教職員がどれぐらいいるのか再度お聞きしたいのですが、時間外勤務が月45時間以上80時間未満、それと、過労死ラインと言われる80時間以上の時間外勤務になっている教職員は、どのぐらいの人数で全体の何%に当たりますか、お答えください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 令和3年度の月平均では、45時間以上80時間未満の時間外勤務をした人数は、これ平均ですので71.5名、小数点出ますが、71.5名です。それと割合でいいますと41.6%になります。80時間以上の時間外勤務をした人数は36.5名、割合は20.4%という状況でした。

令和4年度の月平均では、45時間以上80時間未満の時間外勤務をした人数は88名、割合は49.2%と令和3年度と比較して増えていますが、80時間以上の時間外勤務をした人数は3.8名、割合は2.1%と減少しており、45時間以上の時間外勤務をした全体の人数、割合は減っています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 答弁いただきありがとうございます。

最初の答弁では月平均でお答えいただき、令和4年度で月平均約43時間と40時間を下回る数字でしたが、実際、45時間以上80時間未満の時間外勤務をしている教職員の方は約半数いるとのことで、継続した負担軽減に向けた取組が必要であると考えます。また、80時間以上時間外勤務をしている教職員もまだ数名いらっしゃるということですが、これ最新版の令和5年度で

はもしかしたらゼロになっているかもしれませんが、早急に改善していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、時間外勤務の改善についてお伺いします。

先ほどの答弁で教職員の時間外勤務の具体的な数字が分かり、約半数の教職員が月45時間を超える時間外勤務の実態があるわけですが、その要因は教職員の多岐にわたる仕事にあり、通常の授業、授業の準備、成績処理、生徒の進路指導や生活指導、保護者対応、部活動の管理など、多くの仕事をこなしていく中で、まだまだ自助努力では減らすことのできない実質的な負担が多くございます。

そこで、本市では、教職員の長時間労働の軽減策としてどのような改善策が取られていますか、お答えください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会の取組は、ICTを活用した業務の効率化として校務支援システムを令和4年4月から稼働しました。

また、小学校・義務教育学校の4年生から中学3年生、義務教育学校9年生までの時間割について、令和4年度から5時間授業を週1日から週2日に増やしています。

学校へつながる電話については、小学校は18時まで、中学校は18時30分までの設定とし、以降の時間については、緊急の場合は教育委員会が対応しています。

外部からのポスターや作文等の提出依頼については、学校で取りまとめる過程を省いたり、提出を受けた作品の審査などの事務についても、教職員ではなく、指導課の指導主事が対応するようにしたりしています。

部活動の勤務の改善に向けた取組については、平日の実施日を減らしたり、土日のどちらかは休みにしたり、複数顧問制にしたり、部活動指導員を活用したりするなど、負担軽減のため各校でそれぞれ取り組んでおります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 答弁の中で、ICTを活用した業務の効率化や5時間授業を増やしたりして負担軽減に向けた様々な取組を行っていて、それが効果が出ていることはさきの質問でも明らかですが、例えば、デジタル採点システムを導入している学校もあります。NPO団体等が行っている担当不在サポートと呼ばれる、教員が出張などで不在になる際に対応できるサポーターをマッチングして学校に元教員の方を派遣するなどの取組を行って教員の負担を減らしている自治体もございます。

現状ですと、教員の方々は毎日平均二、三時間の残業をしていることになり、教職員の中には子育てをしている方もいらっしゃいます。子育てしながら毎日二、三時間の残業は、家庭においても相当な負担となっていることが推測されます。

また一方で、これからの教員を担っていく、教員を志望する学生が減っている中、その理由にも長時間労働など苛酷な労働環境や部活顧問などの本業以外の業務が多いなどが挙げられます。

教員の成り手不足により、個々の教員の業務負担が大きくなることで生徒と向き合う時間が減ってしまうなどの問題も挙げられます。

教員が本来担うべき業務である授業、学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等に専念できるように、これまで以上に教員が研さんや授業準備等の時間を確保できるよう、教職員の減らせる業務について教育委員会や教育担当部局において検討していただき、これからも教員の負担軽減に新しいアイデアを取り入れ、チャレンジしていただくようお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、部活動の地域移行について質問いたします。

教職員の長時間勤務の主な原因の一つに部活動が挙げられます。公立中学校の部活動の運営を地域の団体や民間企業などに任せていく部活動の地域移行は、教員の負担軽減や少子化によって学校単位での運営が困難になりつつある部活動の存続につながるとし、政府は2025年度までを改革推進期間と定め、まずは休日の部活動移行を進めるとしています。

そこでお尋ねします。

本市における部活動の地域移行は、現在どのような状況で進んでいますでしょうか、お聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

部活動の地域移行については、平成30年3月、スポーツ庁から発出された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにて、少子化による生徒数の減少やニーズの多様化、教員の働き方改革を背景に、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働で融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるとの提言がありました。

また、令和2年9月、文部科学省から発出された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域に移行していくことが示されました。

それに伴いまして、牛久市では、令和4年度に令和4年度地域運動部活動推進事業を茨城県の委託を受ける形で実施しました。これは、休日の部活動を学校から地域へ移行する準備段階として、市内の中学校の一部の運動部活動の休日における活動について、顧問教員が携わず、外部委託による指導者が直接指導を行い、学校部活動とは違う地域でのスポーツ活動のモデルの実証研究を行うために実施したものです。

また、市民への広報活動といたしましては、広報うしく令和4年10月1日号及び令和5年2月1日号で、部活動の地域移行に向けてという記事を掲載いたしました。

令和5年度につきましても、令和4年度に引き続き運動部活動の地域移行に向けた実証事業を茨城県の委託を受けて実施しております。

今後につきましては、現在行っているモデル事業から見えてきた課題の解消、地域のスポーツ団体や地域に眠っている指導者の掘り起こし、保護者を含めた地域住民への理解促進などを進めながら、休日部活動を地域へスムーズな形で移行できるよう進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 モデル事業として先行開始されているとのことですが、学校と保護者間、それから、スポーツ団体や民間事業者との連携を進めていくことが重要であると考えます。周知の部分に関しましても、地域の皆様に納得して部活の地域移行がスムーズに進むよう、広報うしく以外の媒体でも発信していただけることを期待します。

次の質問に移ります。

次に、部活動の地域移行によって生じる家庭や行政の負担についてお伺いいたします。

部活の地域移行は、主に外部民間団体に委託して指導者の確保を進めていく予定であると思いますが、今現在、地域でのスポーツ活動のモデルとして実証研究を行っている休日の部活動において、外部委託による家庭や行政の負担はどの程度発生しているかお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 これまでの部活動では、生徒または保護者への負担が、部費等の活動費用、練習や試合への送迎が主でございました。また、部活動は教員の献身的な働きによって支えられ、指導料については保護者への費用負担はありませんでした。

しかしながら、地域へ移行がなされた場合には、令和4年6月にまとめられた運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、同年8月にまとめられた文化部活動の地域移行に関する検討会議提言では、共に受皿となる団体が継続的・安定的に活動の機会を提供していくために必要なこととして、自分が所属する地域の団体等に対して会費を支払うとされております。このことから、地域への移行がなされた場合、指導者報酬の一部や会場使用料、備品費等、御家庭への負担がかかることが想定されております。

このようなことから、令和4年度、令和5年度に実施しているモデル事業につきましても、指導者派遣に係る報酬の一部負担としまして、参加される御家庭から月額1,000円の参加費をお願いし、県からの補助、市の一般財源と合わせて実施をしております。また、地域での活動となった場合には学校活動ではなくなることから、事故等に備えた保険代も必要となります。

移行後の参加家庭における負担額につきましては、国や県からの補助等についての確定した情報が得られていないため、具体的な負担金額については現時点でお答えすることはできませんが、負担軽減策について先進事例なども調査し、経済的な面が原因で土日の活動に参加したくても参加できないというような生徒が出ないように、今後も国や県、他市町村の動向を注視し、最大限の努力と検討を続けてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 今現在、モデルの事業につきまして、指導者派遣に係る報酬の一部負担としまして、参加させる御家庭から月額1,000円の参加費をお願いしているとの答弁でございましたが、当然、教員の方が部活動の指導をしてきた代わりに民間に外部委託するわけですから、指導員に払う報酬が発生するのは当然のこととして、今後、多くの自治体が2025年

の休日の部活動の地域移行に向けて指導員を確保するために外部委託する中、指導員の報酬等が今の現段階よりも今後高騰する可能性もあると思われます。そうなったときに、各家庭の負担はより一層大きくなっていくことも予想されます。モデル段階で月1,000円の負担が、本格的に休日の地域移行が開始となったときに月1,000円以上の負担になることも予想しなければならないことと思います。これ本当に様々な地域移行のモデル事業を行っていますが、費用負担額が異なっていて、お隣のつくば市では、委託の連携先によって違いがありますが、年間30回で月1,250円、活動1回当たりの計算をしますとおおむね500円前後となっており、月3回計算ですと月1,500円。ほかの市でも、富山県黒部市、年間7,000円と、いろいろ違いがあります。

また、各御家庭では、部活動だけではなく、習い事や学習塾など学校外活動は多岐にわたっており、文部科学省の令和3年度の子供の学習費調査によると、子供の学校外活動は年間約37万円、月約3万円程度発生しているとのデータもございます。

経済的な理由で子供たちが参加を見合わせることがないよう、本市では給食費無償化も実現していないところではありますが、部活動の地域移行に係る負担ゼロを目指して無償化するなどの考えはございますでしょうか、お聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

地域移行となった場合、その活動を支えてくれる地域の団体、それから個人の協力が一過性のものになってはいけない、持続可能であることが必要となってまいります。これまで活動ができていたのも学校教職員の献身的な働きがあってこそそのことであり、地域への活動に移行された場合、その活動を持続可能なものとするためには、一定の負担というのは自治体も含めて避けて通れないというふうには考えております。

しかしながら、今、議員からもありましたように、学校外活動による負担、これが大きく影響しているということも事実であると思っております。先ほど答弁でもお答えいたしましたが、地域移行によって金銭的、物理的な負担が生徒や保護者に対して過度にならないよう、負担軽減策に対してしっかり検討し、また、国や県、場合によっては民間企業などの補助もいろいろと探しながら積極的に活用できるよう準備をして、生徒のやりたい活動、これに制限がかからないような活動にすべく制度設計を進めておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 休日の部活動の地域移行は私も大賛成しているのですが、やはりネックになるのが参加する御家庭の費用負担ということで、物価高騰等いろんなところで負担が増えている中、負担を理由に地域休日の部活動が参加できなくなるなどなった場合、子供たちがやりたい部活動もできないとなることも考えられます。そうなった場合、行政が介入して、先ほどの答弁にもございましたが、御家庭の費用負担によって生徒たちがやりたい活動に制限がかからないように、ぜひ、財源に限りもございますが、無償化も検討していただくよう思います。

次の質問に移ります。

休日の部活動の地域移行は、ほかの市町村においても多くの学校で先行事例がございますが、部活動の地域移行には様々なメリットとデメリットが発生している現状がございます。2025年までのスムーズな部活動の地域移行を行う上で、現在どのような課題が発生しているかお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

令和4年度地域運動部活動推進事業の参加者、保護者及び指導者にアンケートを実施し、問題点や課題について調査をいたしました。

まず、参加者、保護者のアンケート結果についてですが、指導内容については、教わったことが試合で役に立った、他校との生徒との交流の機会としてよかった、また、コーチも経験ある方なのでよかったなどの意見がある一方、学校での部活動と教え方が違い戸惑うなどの意見もありました。この意見は、指導者のアンケートでも、顧問の先生の指導を受けている生徒にとっては地域移行での指導とずれが生じてやりづらいのではないかなどの意見があり、顧問の先生とのコミュニケーションや連携が課題であると考えられます。

また、指導者の確保についても課題と考えており、現在活動している種目に必要な数の指導者をどのように確保することができるのか、また、ただ指導者を集めればよいというのではなく、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、国が推奨する公認資格の取得や指導者講習会の実施などを通じて学校教育、生徒の発達・発育に関する十分な理解を兼ね備えた指導者の確保の必要性がございます。

そのほかにも、働き方改革の一部として部活動が学校から地域へ移行されること、すなわち、これからの休日におけるスポーツ活動が学校の活動ではなくなるということに伴い、参加費や保険代の受益者負担が基本となることへの保護者の理解の獲得など、解決しなければならない課題が多くございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 指導員の確保は、どの自治体でも課題になっております。熊本市では、専門性の高い中学生向けの指導者を地域で賄い切れないと判断し、地域移行ではなく、学校で部活動を存続させる方針を示しています。

本市でも、本格的に休日の全ての部活動が地域移行となった場合、指導員の確保について、どのような指導員でもいいというのではなく、専門性の高い指導員、また、応急救護やAEDといった講習を受けている方など、部活の生徒を預かるわけですから、夏場も熱中症対策などを万全に取っていただき、指導員の確保について先行して取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。

部活動の地域移行に向けて、指導者の確保の具体的な動きや地域との連携、人材の活用についてお聞かせください。

また、社会の構造が変化している中で、部活動の地域移行と働き方改革による教職員の負担軽減の両方を追求しなければならない状況の中で、本市の今後の取組についてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、地域との連携や地域人材の活用にまでは至っていないのが現状でございます。

また、モデル事業で出た課題である学校部活動と地域移行での指導のずれの解消につきましては、少なからず教員の負担となると考えますので、慎重に進めてまいります。

人材活用についてですが、茨城県教育庁学校教育部保健体育課で茨城県地域クラブ人材バンクを設立し、地域の指導者とのマッチング制度を整備しているところでございますので、それを活用するとともに、市スポーツ協会や市スポーツ少年団への協力依頼及び教職員の兼職兼業も併せて推進し、指導者を確保していきたいと考えております。

学校部活動の地域移行については、少子化の進展により学校の部活動は持続可能ではないという危機感、また、社会全体で働き方改革が進められている中、学校の働き方改革も進めていかなければならないという機運などが複雑に絡んでおります。このようなことから、参加する生徒、保護者のみならず、地域での理解・協力が必要不可欠であることから、関わる方々に対してしっかりと説明し、御理解いただけるよう検討を進め、将来にわたり子供たちのスポーツに親しむ機会の確保に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 答弁ありがとうございます。

休日の部活動の地域移行は、教員の長時間労働を軽減するため実現すべき政策の一つであります。多くの課題はありますが、教職員の自助努力ではどうすることもできなかった負担軽減を、地域や自治体が一体となって克服すべき課題に取り組み、生徒にとって望ましいスポーツ、文化活動の環境が今後も奪われることなく、持続可能な運営体制を整えるとともに、子供たちが継続してスポーツ、文化活動に取り組む機会を保障することが重要であります。

働き方改革によって教職員の負担が軽減されることで、教師が教師でなければならないことに、教師が教師ではできないことに全力投球できる環境を整備することで、生徒の学力向上といった面だけではなく、生徒一人一人と向き合う時間が増え、それが結果的に生徒たちの豊かな人間性とよりよい成長につながることを考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、11番加藤政之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、一般質問を継続いたします。

次に、17 番杉森弘之議員。

〔17 番杉森弘之議員登壇〕

○17 番 杉森弘之 議員 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。時間が大分たっておりますので、なるべく早めに終わるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問事項は 1 つ、人口減少対策について、一問一答で質問しますのでよろしくお願いいたします。

人口問題を振り返ると、1945 年以降の戦後の人口爆発、第 1 次ベビーブーム、第 2 次ベビーブームなどがございました。1970 年代から人口増加率が低下を始め、先進地域における少子化、すなわち人口置換水準以下への出生率低下が新たな人口問題として登場してきました。人口置換水準とは、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準であります。そして、少子化の進行とともに人口の高齢化が始まりました。

しかし、先進地域では少子化、高齢化が一律に進んだわけではなく、国の施策によって大きな違いが生じました。内閣府によれば、国の施策によって大きな違いが生じた一つの事例、北欧諸国やフランスなどでは政策対応により少子化を克服し、人口置換水準近くまで出生率を回復させている。例えば、フランスは家族給付の水準が全体的に手厚い上に、特に第 3 子以上の子を持つ家族に有利になっているのが特徴である。また、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990 年代以降、保育の充実へシフトし、その後、さらに出産、子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち両立支援を強める方向で進められていると報告しています。

2023 年現在の日本の出生率は、先進地域の中でも極めて低く、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は 1.26 と、フランスの 2.2、アメリカの 1.84、ノルウェーの 1.83 と比較しても著しく低い状況であります。特に、いわゆる失われた 30 年の間に大きく低下しており、低賃金と教育費の高騰、子育て支援政策の遅れなどが影響していると考えられます。つまり日本の急速な少子化、高齢化は、自然現象あるいは先進国病としての必然現象というよりも、政治と政策の誤りによるものと言えます。

市の人口の増減を考える場合、出生と死亡による自然増減だけでなく、転入と転出による社会増減の問題が加わります。そして、市の施策によって市の人口の増減が大きく変わることが明らかになっています。牛久市の人口は 2017 年 12 月の 8 万 5,255 人をピークに下がり続け、2022 年 12 月には 8 万 4,293 人と、5 年間で約 1,000 人減少しました。毎年平均 200 人減少していることになります。

沼田市長は、人口減少社会や東京一極集中の状況を乗り越えていくために、観光資源の活用や移住促進施策の充実を図り、魅力的で特色のある牛久市の振興策を提案しますと主張しました。牛久市人口ビジョン 2015 年版は、牛久市の人口の将来目標として、2060 年の総人口を現状維持、2015 年と同水準の約 8 万 4,000 人を目指していきますと明記していますが、市

の人口減少の現状と重大性をどのように捉えているのか伺います。

そして、牛久市は、出生と死亡による自然増減が2016年からマイナスに転じたようですが、牛久市人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所による牛久市人口は2015年から2020年までに自然増減がマイナス651、牛久市の人口推計ではマイナス504人と予測していますが、実際にはマイナス672人で、全ての予測よりもマイナスが多い結果となりました。予測と実際との乖離、自然減の大幅な拡大の原因をどのように考えているのか質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久市人口ビジョンと実際の人口動態の差異につきまして、牛久市人口ビジョンは平成27年度に策定した計画となりますので、平成28年度からの比較で申し上げさせていただきます。

自然増減におきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間で、人口ビジョンでは504人の減少と予測したところ、住民基本台帳人口では672人の減少となり、人口ビジョンと比較し減少数が168人多い状況となっております。

また、出生数につきましては、人口ビジョンで3,428人の予測に対しまして、住民基本台帳人口では2,914人と人口ビジョンの予測より514人少ない状況となっております。

これらの乖離につきましては、平成20年度から平成24年度の平均の合計特殊出生率が1.41であったものを、令和17年度の目標値を2.1に設定し推計を行いましたが、実際の平成25年度から平成29年度までの平均の合計特殊出生率が1.47と大きく下回っていることが実際の人口動態との大きな差を生む原因となっているものと考えております。

出生数の低下につきましては、本市だけでなく全国的な課題となっており、本年6月に策定された政府のこども未来戦略方針におきましては、子ども・子育て政策の課題として、若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある、子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在するの3点が重要であるとされております。

本市におきましては、子育てに係る支援策として、保育園の整備、児童クラブの充実、予防接種での独自助成、子ども家庭総合支援拠点を設置し相談体制を充実させるなど、妊娠期から切れ目のない支援体制を整えてきたところではありますが、現時点におきましては、出生数の増加にはつながっていないという状況となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、自治体間競争とも言われている転入・転出による社会的増減の問題をどのように考えているのか、現状と対策について質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 社会増減におきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間で、人口ビジョンでは1,438人の増加と予測したところ、住民基本台帳人口では547人の増加となり、人口ビジョンと比較し増加数が891人少なくなっております。

本市の人口は、平成29年12月の8万5,255人をピークに減少に転じておりますが、社会増減につきましては、住民基本台帳の年度ごとの集計とはなりますが、平成28年度以降、令和元年度を除きまして転入超過となっている状況となります。しかしながら、転入超過のペースは、平成28年度の367人をピークに2桁台となり鈍化いたしました。令和3年度からは100人台に回復し、若干ではありますが増加傾向となっております。

また、平成29年度以降に社会増のペースが鈍化した原因につきましては、ひたち野地区における大規模な宅地供給が終了したことにより転入者数の増加が鈍化したことが大きな原因であるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 2021年度から増加傾向にあるとのことですが、その原因をどのように考えているのでしょうか、お聞きします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 要因の一つにはコロナの影響もあるとは思いますが、大規模な宅地開発できる土地が大分なくなっているというのも原因であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 2021年から若干増えているということの原因がどのようなものかという質問だったんですが。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 失礼しました。

2021年から若干社会増が増えている要因として考えられるものとしては、コロナが落ち着きを見せ、海外からの転入者が増加していることが原因と考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、人口対策を進める上で、牛久市の強みとなる地域特性をどのように考えているのか質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久市は、都心へのアクセスのよさから東京のベッドタウンとして町並みが形成され、牛久駅周辺は昭和50年代から平成初期にかけて、ひたち野地区は平成10年のひたち野うしく駅の開業と同時に、住宅地の開発が進んでまいりました。このような町の形成の経緯から、駅を中心とした住宅地は、店舗や病院など都市機能が充実した良好な居住環境が整っております。

さらに、交通アクセス性という点におきましても、市内に2つの駅を有し、圏央道のインターチェンジにも近接することに加え、国道や県道など地域間の幹線も整っており、地理的な優位性が高いものと捉えております。

また、市街地の周辺は、市街化を抑制する市街化調整区域に指定されていることもあり、豊かな緑が残され、牛久沼周辺や里山の風景、山林、農地など、日常生活の場と自然が近い位置で調和することも一つの特徴となっております。

さらに、防災という点におきましては、本市の位置する場所は全体が台地上にあり、安定した地盤で高低差が少なく平たんな地形となっていることから、地震などの災害に比較的強いということも本市の特徴となっております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ただいまの答弁は、主に地理的な問題の中での強みというところを説明いただいたかというふうに思いますけれども、人口問題、特に転入を促進する上では、地理的な問題ももちろん重要ですが、市政の問題がもう一つ重要な問題だろうというふうに思います。以下で少しその問題について質問をしていきたいというふうに思います。

人口減少対策は、総合的に目的意識的に取り組まなければできません。国は2019年に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、牛久市は2021年に第2期牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。第2期総合戦略では4つの基本目標と1つの横断的な目標を掲げました。それらとも関連して、今回は特に子ども施策、公共交通施策、住宅施策、企業誘致、広報活動の4つについて質問をいたします。

まず、子ども施策についてであります。

安心して子供を産める、安心して子供を育てられる、子育て世代に優しいまちづくりは、人口の自然増だけではなく、子育て世代の転入、すなわち社会増に直結するものであります。

沼田市長は、さきの市長選で、幼小中学校給食費ゼロと子供の医療費ゼロを掲げました。子供の7人に1人が貧困状態にあり、最近の異常な物価高が続く中で、子育て世代の経済的負担を軽減することは真っ先に必要なことであります。私は、給食費ゼロの問題を前回の定例会で取り上げましたが、改めて、人口対策の重要な柱として、医療費ゼロと併せて子育て世代の経済的負担軽減策について、市としての見解を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 杉森議員の質問にお答えいたします。

給食費無償化を実現するに当たり、新たな財源負担が伴うことから、現在、段階的な実施を検討しているところでございます。一律一定額を減額する案や小学生もしくは中学生を先行してといった対象を限定したところから始まる案もございます。このように、段階的に無償化を進めていくには様々な案がありますが、財政負担も勘案し、どのように進めるのが最善なのか検討しているところです。

いずれにいたしましても、保護者の経済的負担の軽減に努めながら、安全安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供するための無償化が実現できるように、財源の確保に向けて全庁的に取り組んでまいります。

次に、子供の医療費ゼロにつきまして、その実施方法は大きく分けて2つの方法がございます。1つは、医療機関などの窓口で支払いの必要がない現物給付方式、もう一つは、医療機関等窓口で600円の自己負担金を一旦お支払いいただき、後から返金する償還払い方式でございます。

市民の利便性や経済的負担を考えれば、医療機関等窓口での支払いがない現物給付方式が望まれることは承知しておりますが、現物給付方式の実現には、茨城県、県医師会、審査支払機関で

ある社会保険診療報酬支払基金や国保連など、様々な機関との調整が不可欠であり、その交渉にかなりの時間が必要になります。

一方、償還払い方式は、茨城県内で子どもマル福自己負担金を無償にしている日立市など19の先行自治体全てが採用している実施方式です。牛久市においても、子ども医療費ゼロの早期実現性が高い償還払い方式での実施準備を進めております。

子供の医療費ゼロの実施時期については、まだ明確にお示しできる段階にはございませんが、引き続き、できる限り早い実現に向け取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 経済的な負担の軽減というのが牛久市の魅力を発信する上で大変重要であるというところを御理解いただき、早期の実現を期待するものであります。

次に、産科、婦人科、小児科の充実は、安心して子供を産み育てる医療的な安心の基盤整備として重要です。現在の産科、婦人科、小児科の現状と今後の方針について質問します。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 市内の産科、婦人科、小児科の現状ですが、令和5年4月1日現在、産婦人科は3か所で、うち出産を含めた受診ができるのは、病院が1か所のみ、妊娠診断や妊婦健診が可能な診療所が2か所で、婦人科は3か所となっています。また、小児科を診療科目とする医療機関は13か所、そのうち病院が2か所、小児科のみを診療科目とする診療所が2か所となっております。

令和4年度に市民が出産に利用した医療機関は、市内病院が約40%を占めており、市外の場合でも約48%が近隣市及び町にある医療機関を利用しています。小児科につきましても、予防接種などのかかりつけ医として市内医療機関と近隣市及び町の医療機関を利用している状況です。

令和5年4月1日現在、茨城県が公表した医療機関一覧によると、病院と診療場を合わせて、牛久市を含む取手・竜ヶ崎保健医療圏では、産科5か所、産婦人科9か所、婦人科11か所、小児科は79か所となっています。牛久市民が通院可能な近隣のつくば保健医療圏と土浦保健医療圏を加えると、産科は11か所、産婦人科は19か所、婦人科は28か所、小児科は182か所となっています。

医療機関の体制整備につきましては、茨城県は、令和5年度までの計画として第7次茨城県保健医療計画を平成30年度に策定し、令和4年3月に改定を行っています。その中で、周産期医療の体制整備として、産婦人科医、小児科医の確保のほか、地域の産婦人科医療機関と高度専門的な医療が必要な医療機関との連携体制を構築しています。牛久市は、高度専門的な周産期医療を提供する医療機関は市内にはございませんが、近隣市及び町にあるため、医療機関が連携し対応していると認識しております。

県と市が協力して行っている小児の夜間救急医療体制につきましては、小児救急医療輪番制により稲敷地域で一般小児科の診療時間外に対応する病院を4か所確保し、広報などで周知しております。また、妊娠届出時や妊娠8か月時、新生児訪問、乳幼児健診のときにおいても医療機関等の情報を提供し、安心した子育て環境の提供に努めております。

医療機関体制に関する要望などにつきましては、統計などはございませんが、コロナ禍においては、病院の受入れ体制が制限されたことによる不安などの声はございました。

今後も引き続き、各医療機関の状況及び市民の現状を把握し、需要に見合った医療体制の構築に向け、必要に応じて茨城県に要望などを行い、対処してまいります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、子育ての重要な柱に教育の問題があります。

安心して希望の持てる教育という面では、牛久市は、学び合い、外国語教育、児童クラブあるいは給食の自校方式など、先進的な取組が行われています。

これらの取組に対して、市民から誤解も含めた疑念も寄せられているというのが現状であります。少し紹介をさせていただきます。学び合いについては、学力の低い子のためのもので、学力の高い子やその保護者が不満を感じているのではないかと。外国語教育については、おくの義務教育学校だけが外国語教育に熱心で、その他の学校は熱心ではないのではないかと。児童クラブについては、新型コロナ感染症から児童の受入れが厳しくなり、以前とは変わったのではないかと等々です。

それらの疑念への回答とともに、先進的取組の意義と現状について説明を求めます。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 学び合いが、授業を学力の低い子に合わせていて、学力の高い子の力を抑制しているのではという御意見についてですが、牛久市が学び合いの授業に取り組み始めたきっかけが、様々な課題を抱えていて学びに向かうことができない子供たちを救うことであったために、学力が低い子を救うための授業であると捉えられてしまったのではないかと推測しています。また、学び合いで重視している聞き合う関係を、学力の高い子が低い子に教える関係と捉えられてしまったことも一つの要因と考えています。

学び合いの授業では、教科書レベル以上の高い学習課題を設定します。分かりそうで分からない、誰もがすぐには解けない質の高い課題を設定することで、学力差にかかわらず、全員の立場が平等になり、夢中になって挑戦しようとする姿が見られるようになります。この質の高い課題は、上の学年の学習内容を参考にしたり、高校や大学入試の問題などをヒントにしたりして考えます。それだけに難しく、教師の高い専門性が求められます。そこで、各学校、毎月校内授業研修を実施して、お互いの授業を参観したり、スーパーバイザーを招聘して専門的な助言指導をもらったりして自分たちの学びを検証しています。

一方、課題としては、全教職員のビジョンの共有であったり、学び合う教師集団・学校組織をどのように継続・向上させていくかということが挙げられます。それは教員に人事異動があるからです。そこで、地域の方々にも学校の取組を理解していただく機会を積極的に設けるなど、コミュニティ・スクールの機能を生かしていくことも必要だと考えています。

次に、外国語教育についてですが、おくの義務教育学校だけが外国語教育に力を入れた取組を行っているという見方については、同校がユネスコスクールとして認定されたことが一因かもしれません。平成30年当時、奥野小学校と牛久第二中学校が県内の市町村立小中学校で初めてユ

ネスコスクールに認定されました。ユネスコスクールとは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校で、国内外のユネスコスクールと交流できるメリットがあります。おくの義務教育学校になった今もユネスコスクールに認定されており、県内では6校しかありません。そのため、おくの義務教育学校では、国際教育や外国語教育に力を入れております。

一方、他の学校も外国語教育や異文化理解に力を入れています。例えば、中根小学校では、各グループにALT1人をオンラインでつなぎ、これまでに外国語の授業で学習してきたことを活用してインタビューを行ったり、インタビューの内容を英語でまとめ、お礼の手紙を書いたりという活動を行っています。また、過去にはなりますが、牛久第二小学校では、総合的な学習の時間に中国の日本人学校とオンライン交流を行い、お互いの地域について紹介しました。このように、各学校においても、その学校の実態に応じた取組が行われています。

次に、コロナ禍以降の児童クラブの状況ですが、5月1日時点の入級児童数は、令和2年度が1,399人、令和3年度が1,240人、令和4年度が1,201人、令和5年度が1,159人と減少傾向となっています。少子化による自然減が影響していますが、令和2年度から令和4年度にかけては約200名の減となっており、コロナ禍の利用自粛が影響している可能性もあります。なお、児童クラブの開級日、利用時間はコロナ禍以前と変わっておらず、児童クラブの入級資格等についても変わりありません。

今後につきましても、安心・安全な児童クラブの運営に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、公共交通施策について質問します。

民間路線バスが、路線、便数、営業日、営業時間ともに減少し、高齢化に伴う免許証返納が進む中で、交通空白地域も多く存在しています。市内公共交通の充実、生活の足として、牛久市を誰にも住みやすい・暮らしやすい町とするために不可欠の課題であり、同時に、市としての魅力を高め、転入、移住を促進する要因ともなるものであります。

牛久市は、市独自の公共交通施策として、路線型バスのかっぱ号、デマンド型乗合タクシーのうしタク、あるいは福祉バス、福祉タクシーなどを運行しています。

かっぱ号に関しては、ある程度効率よく運営されているのではないのでしょうか。2022年のかっぱ号の1人当たりの運行経費421円は、デマンド型乗合タクシーうしタクの1人当たりの運行経費5,000円と比較すると、はるかに安上がりであることは事実です。一定の需要のある路線は、便数、停車場等を適時、そして柔軟に変更することにより、利便性を図りながら維持していく必要があります。

他方で、路線によっては空気を運んでいるとの指摘もあるとおり、路線や便数を大幅に増やすことは現実的ではなく、交通空白地域の解消のために必要以上にかっぱ号を拡大することは無理があると考えますが、今後のかっぱ号の運営方針を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久市コミュニティバスかっぱ号は、路線バスの廃止等により公共交通不便地域が発生していることや車などの移動手段を持たない交通弱者などの日常の交通手段の確保を目的として、平成15年7月に運行を開始いたしました。現在は、牛久市地域公共交通計画におきまして、一般市民や自立的移動が可能な交通弱者を主な利用者層とする公共交通であると位置づけております。

かっぱ号の利用状況につきましては、平成15年度の運行開始以来、利用者数が年々増加し、平成30年度には29万8,000人の利用がありましたが、近年では新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、減少に転じております。

しかしながら、コロナ禍におきましても、令和4年度の利用者数は平成30年度の利用者数と比較し83.7%まで回復しており、過去の実績を踏まえましても、かっぱ号は、市民の日常の移動手段として地域公共交通の主軸となる交通手段であると認識しております。

また、その有効性としましては、定時定路線の運行により多数の利用者を移送することが可能なことに加え、安価な利用料で利用することができることから、市民の日常生活の移動手段の主力として有効なものと認識しております。

また、今後のかっぱ号の在り方につきましては、現状が決していい状態というか、ベストとは考えておりませんので、来年度からのバス運転手の働き方改革などもございまして、決して樂觀できる状況ではございませんが、今後とも引き続き継続して見直し等を行いながら、市民の足として、より使いやすいかっぱ号を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、うしタクに関しては、運賃は700円で各種の割引を入れても高く、乗合率は低い。年間運行経費と輸送人数の関係でも、同規模の経費の他市と比較しても合理的とはいにくい状況です。予約は前日まででなければならず、予約を断られる場合も多い。土日は運行はなく、運行時間は8時半から17時までと狭い。このようなある意味の不便さを持っていると思います。システム自体の抜本的改革が必要と思われますが、執行部の見解を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 うしタクの運行状況につきましては、令和2年10月の運行開始以来、利用者が増加しており、本年度においても増加傾向が続き、現在、牛久市地域公共交通計画の目標値であります1か月当たりの利用者数800人を超える利用がございます。利用者の増加に伴い、予約のお断り数も増加している点につきましては把握しているところであり、お断り数の削減を含む利便性向上に向け、増車を含めた検討を行っているところでございます。

予約方法の見直しにつきましては、本事業の利便性向上に向けた一つの方法であることは認識しており、具体的には、直前の予約を30分前まで可能にするウェブやアプリからの予約システムを導入するなどの方法が考えられますが、高齢者層のスマートフォンの普及状況などにも左右されるものと考えており、それらの内容が効果的な見直しにつながるか、利用者の特性や動向を分析し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 予約システムの問題ですけれども、総務企画常任委員会がさきに視察した大館市のm o b iシステムは、スマートフォンでのアプリからの予約だけでなく、電話による予約も可能です。

次に、大館市のm o b iシステムについて、少し紹介を兼ねて質問をさせていただきたいと思います。

この大館市では、営業は月曜日から日曜日まで毎日休みなしということです。予約は8時から、配車は9時から、共に19時まで行っています。前日の予約は必要なく、30分前までにスマホか電話で時間と乗降場所を予約すれば、指定した乗降場所に10分後に迎えにきてくれる、こういった便利なシステムであります。これだけの便利なサービスを僅か2台の8人乗りワゴンでこなしているというのも驚きですが、その秘密は、A I等の最新の技術を活用して最適なルートが瞬時に示されるからであります。

運行経費は年換算で5,760万円、輸送人数は2万8,000人、運賃収入は1,200万円。これを引くと負担経費は4,560万円です。牛久市と比較すると、経費は同額に近く、輸送人数は3倍以上になります。しかも運賃は1回大人300円、子供150円で、定額乗り放題プランは30日間乗り放題で1人5,000円、同居家族は1人500円で30日間乗り放題となっています。

既存の交通会社との関係も重視し、検証しており、タクシーは売上げで2021年と2022年を比較して、4社中2社はほぼ変動なし、1社は減少、1社はやや増加とのこと。これは、このm o b iシステムを導入した、このデマンド型交通を導入してからと比較ということであり、路線バスは、m o b i運行圏内のみの路線バスは1%であります。その他は14%増と、全体に大きな変動はなかったと評価しています。地元業者との関係では、運行を地元業者に委託するなど、今後も交通事業者との共存を図るとのことです。

以上が大館市のm o b iシステムの概要です。

これが現在の最上のシステムかどうかは別にして、うしタクのシステム改革の必要性についてどのように考えるかお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 m o b iにつきましては、本市におきましても令和4年度に運営会社により事業の提案がございましたが、その際には、民間の事業であるため、各種条件の整理など必要であることから事業参入には至りませんでした。

現在の公共交通を取り巻く環境からも、交通の利便性を向上させるためには、新たな事業やシステムの導入について検討が必要となってくるものと考えております。全ての利用者に公平に提供できる交通システムとなるよう、その事業内容の精査を行い、市の交通サービスと民間のサービスが競合せずに連携し、それぞれのサービスの特徴を生かした上で地域の特性に合わせた交通手段を組み合わせることにより、より効率的な交通環境の構築を目指してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 牛久市では民間との事業協力について慎重な対応となったのですが、大館市ではその民間との事業協力を国の実証運行として行った結果、2年間は、経費の3分の2、上限2,000万円は国、残りの半分は県が負担し、実際の大館市の負担は6分の1、つまり750万円程度で済んでいます。お隣のつくば市では、学校教育へのタブレット導入の実証事業を大手電機メーカーと協働で行ったため、ほとんど負担が軽かったと聞いています。今後は、民間との事業協力にも積極性が必要なのではないのでしょうか。

そして、うしタクの利用者を高齢者と位置づけているようですが、通院や買物等の支援、福祉的な事業としての側面はもちろんあると思いますが、大館市はあらゆる人の移動環境に対応し、皆が社会参加しやすい共生社会の実現を目指して、この事業により移動格差の緩和、外出機会の創出を実現する、高齢者世帯や子育て世帯に優しい交通サービスと位置づけています。もっと広く、まちづくりの柱としてうしタクの役割を考えてもよいのではないのでしょうか。

次に、住宅施策について質問します。

移住、転入を促進し、転出を抑制するために、全国各地の自治体が住宅地開発を始め、新築や既存の家の取得やリフォームに対し支援し、成果を上げていることは周知のとおりであります。牛久市では、現在、住宅地の新開発と既存住宅地の再開発はどのような状況なのか。また、今後の計画構想を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

住宅地の新たな開発につきましては、現在、東端穴地区におきまして、組合施行の業務代行方式による土地区画整理事業を実施する計画を進めているところであります。今年度末の市街化区域編入に向けて手続を進めており、来年度には土地区画整理組合の設立及び事業認可を取得し、令和11年の換地処分を目指しております。

今後につきましては、茨城県からも常磐線沿線地域における宅地開発の推進につきまして協力するとのお話をいただいておりますので、新たな住宅地の開発について、効果及び需要等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

既設住宅地における再開発につきましては、今後の社会情勢等の変化を注視しながら、民間事業者や土地建物所有者が土地や建物の利活用を推進する支援策等の導入を検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、新築や中古を含む住宅の取得時の補助金・減税・優遇制度について、現在の牛久市はどのような制度があるのか。また、今後の計画をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 人口減少対策としましては、現時点において、本市の地理的優位性などから、総人口は減少しているものの、転入・転出の差である社会増減の年度ごとの集計は増加が続いている状況にあり、具体的な支援策の導入には至っておりませんが、市外からの転入

者に対して支援措置を行うことは、移住を検討している方々の意向に一定程度の影響があるものと考えております。

新築住宅や中古住宅の住宅取得支援策につきましては、人口減少対策や子育て世代の定住人口の増加対策、また、中心市街地の再編など、良好な住環境を整備する目的で一定の補助金を給付する自治体があることは承知しております。一方で、整理しなければならない課題なども多くあることも事実として捉えております。

今後、どのような施策が有効か、何が求められているか、若者世代を引きつけるためには何が必要か、近隣市町村の実情を踏まえながら、本市に適した支援策を慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、住宅の新築時・取得時の減税・優遇措置につきましては、現在実施されている認定長期優良住宅や認定低酸素住宅のほか、一定の要件を満たした新築住宅などの住宅購入の際に、所得税、不動産取得税、固定資産税の軽減制度がございます。さらに長期固定金利の借入れを利用する場合、借入金利を一定期間引き下げる優遇制度や耐火性能や耐震性能が高い住宅の場合、保険料が下がるなどの優遇制度が以前より定められております。

しかしながら、租税の基本原則の一つに公平の原則があり、税の減免や課税免除を行うことができるのは、天災などにより必要と認める場合や貧困により公私の扶助を受けている場合などの担税力を喪失した場合や公益上課税を不相当とする場合となっており、特定の住民に対してではなく、広く住民一般の利益を増進すると認められる場合に限り行われるべきであるため、特定の対象者に対して市独自に減免を行うことは難しいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 人口対策として、今は社会増がまだ続いている、具体的な支援策の導入には至っていないとありますけれども、私は、現在の牛久市の人口問題に対して、やや危機感が希薄なのではないかというような感じがいたします。これまでの牛久市の地理的優位性などにいつまでも依存するわけにはいきません。そして、整理しなければならない課題とありますが、何を整理しなければいけないのか、いつまでに整理する予定なのか、そのことについてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

社会増が今年、令和5年度につきましては半年において約200人ぐらい増えてはおるんですが、議員がおっしゃるとおり、やはり全体の人数としては減っておりますので、我々も危機感を持って対応をしなければならないというふうに考えてございます。

支援策につきましても、今、担当のほうで、他市町村だとか、国の状況だとか、そういうものを確認しながら今勉強しているところでございます。私たちが整理しなければならない条件としましては、他市町村では、大体入ってくる業者とかが……失礼しました、施工する業者とかが例えば市内に限るだとか、入ってから3年だとか5年だとか、入居制限をかけるだとか、いろいろ

な制限をかけているところもございます。その辺につきまして、今我々のほうでも詳細のほうを検討させていただいて、全く採用しないというわけではございません。いろいろ国とかそういうところと協議をして今検討しております。

いつまでというふうな御質問がございましたが、今のところ、申し訳ありません、正式にいつまでというわけにはいきませんが、なるだけ早く対応したいというふうに考えてはございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、住宅のリフォーム・増改築時における補助金・減税・優遇制度について、現在の牛久市はどのような制度があるのか。そして、今後どのような計画があるのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久市における助成制度の適用につきましては、国や県の補助金を前提として考えております。現在、国土交通省におきまして、既存住宅の省エネルギー化や居住環境の維持向上を目的とした長寿命化や子育てしやすい生活環境の整備を行う住宅リフォームの補助金制度が創設されております。

市独自の住宅リフォーム・増改築における補助金制度につきましては、個人の資産価値形成につながる、あるいは持家と借家との間で差が生じるなどの課題があることから、私有財産へ公的資金を投入すべきか慎重に考えております。

さらに、県内では、人口減少対策や市内の施工業者を条件とした地域経済の活性化を目的として住宅リフォームの補助金制度を創設している近隣自治体もあるため、今後も調査研究を継続していきたいと考えております。

また、現在、既に実施されている住宅リフォーム時の減税・優遇制度につきましては、バリアフリー改修や省エネ改修等の一定の条件の工事を行った場合には、地方税法において、翌年度の家屋の固定資産税の3分の1を減額する制度が定められております。

一方で、マンションにつきましては、牛久市マンション管理計画認定制度の策定を進めており、マンション管理組合が作成する管理計画が認定された場合、認定を受けた長寿化工事が完了した際に翌年度の建物部分の固定資産税の3分の1を減額する制度を来年度から予定しております。

住宅リフォーム時の市独自の減税制度につきましては、住宅の新築・取得時の補助金制度と同様に、特定の対象者に対しまして減税を行うことは難しいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 国や県の補助制度というものを活用するということについては大変重要なことかというふうに思いますけれども、市が独自に行うということもまたもう一つ重要なことかというふうに思います。国、県がないから牛久市は行わない、このようなことは考えにくいのではないかとこのように思います。

次に、企業誘致について質問します。

地元企業の発展とともに企業誘致を促進することは、関連企業も含めた地域経済の活性化と雇用先の拡大、そして労働者の増大による人口の社会増につながるものであります。

沼田市長は、地域振興のためにトップセールスによる企業誘致を訴えています。

そこで、まず、地域の強みを生かしたアプローチと地域出身者の人脈の活用などについて、どのように考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 企業誘致は、茨城県が特に力を入れている事業の一つです。過去10年間、平成24年から令和3年までですが、経済産業省の工場立地動向調査によりますと、過去10年間、立地件数が茨城県は全国で1位を4回、立地の面積では全国1位を6回、また、県外からの移転立地件数は全国で1位を9回記録しています。理由といたしまして、大消費地でございます東京圏に近接をしていること、北関東で唯一、港湾、港と空港がある、そして高速道路網も充実しているということが挙げられています。特に圏央道沿線は人気が高く、当市においても、進出を希望する企業や不動産事業者から毎年10件程度の問合せをいただいているような現状でございます。

しかしながら、桂、奥原両工業団地とも空き区画がない状況です。圏央道沿線という立地上の大きなアドバンテージがあるにもかかわらず、市が積極的に企業誘致を行えていないというのが現状でございます。

企業誘致は、今、議員の御質問にもあったとおり、沼田市長が掲げる地域振興施策の柱の一つであることから、市長が県議会議員時代に培った人脈や、議員から今御提案ありました地域出身者の人脈を活用ということですので、などをしまして、立地という強みを生かした企業誘致を進めていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、大型企業誘致の場合、国や県とのタイアップが有効かと考えますが、市長の県議時代の経験や関係も含め、県とのタイアップについてどのように考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 先ほど茨城県の実績ということで御紹介させていただきましたが、そうした県の企業誘致の実績に鑑みると、大型の企業誘致を進める上では、県との協力体制、連携というのが実現に向けたより近道になるというふうに考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、沼田市長の県との結びつきというものを生かしまして、県とのつながりをより強化して、相談したり、協議したりという体制、県との関係を、そういった環境をつくりまして、市が実施すべきこと、県の力を借りなければならないことというのを明確にしながら、協力体制を構築していきたいと考えています。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 この質問に対しましては、これまでの経緯をお話いたします。

私は県議時代に、本市内において、この企業誘致の候補地というところが1か所ございました。その候補地を推奨していく上で、県のほうでその候補地に関わる場所を調査しました。その調査内容といいますと、地理的なものもございますが、生態系のものの調査、その候補地内にはオオタカの生息が確認されて、そういったことから、こちらで私が推奨していた場所が候補地から外れたといったことがございました。

ただ、だからといってこの企業誘致に関する考え方といったことは止めたわけではございません。県のほうからかな、市のほうから、2つの候補地ってこちらからアプローチしたんですって。本市からですね、ほかの2つの候補地を候補地として県のほうに提案させていただきました。県のほうでこれから本格的にその候補地に対しての調査等行われるわけですが、私が就任してから、既に立地推進部のほうには2度ほどお伺いさせていただきまして、その後の情報等々伺いながらこちらの意見も述べさせていただきました。その際に、やはりこれは牛久市だけではございませんし、他市町村もやはりライバルなわけでございますから、牛久市としましては、その候補地にある程度投資をする意味でも、インフラの整備等々、こちらでお手伝いといいますか、整備を整う環境をつくるといったこともお話をさせていただきましたので、この後も引き続きそういった活動を続けていく一方で、県からもより多くの情報をいただいてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、政府は2016年に地方創生推進交付金制度要綱を作成しました。まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた自主的、主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付するものであります。交付対象の事業は5項目あり、その中に移住及び定住の促進に資する事業があります。既に2021年4月1日から施行されており、今から申請するかどうかの問題ではありませんが、実は、さきに紹介した秋田県大館市もこの交付金制度を活用しているそうであります。

牛久市も国や県の交付金、補助金等の活用のために努力されていることとは思いますが、新たな企画への挑戦については、もっと積極的になってもよいのではないかと考えます。特に、その認定基準の中には、地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金融資や出資などを得て行うことがあればより望ましいという項目があります。これらについて執行部の所見を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 答弁者に申し上げます。答弁残り時間が少なくなっておりますので、簡潔をお願いいたします。大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ただいまの質問でございます。

地方創生関係の交付金の活用ということで今いただいたんですけれども、私、すみません、こちらの企業誘致というところで考えた上で、申し訳ありませんでしたが、ちょっと企業誘致というところでのこの交付金の活用というところではちょっと該当なしというところで、今、議員から御提案のあった内容につきましては、企業誘致以外の部分で該当する事業等あると思いますの

で、そちらのほうで改めて検討させていただきたいと思います。御提案ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 企業誘致については、民間企業や特定の業種団体等による広告媒体、情報、誘致スキル、アドバイスも含め、能力を活用してはどうかと考えますが、市の見解を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 企業誘致に当たりまして、民間企業等で企業誘致についてニーズの発掘ですとか、企業とのマッチング、視察ツアーなどを行う企業などもございます。そして、企業誘致に当たって、工業団地とか、工業団地の創設ということだけではなく、企業を市内に誘致する、進出していただくために、進出しやすい環境をつくるというのが非常に大事だと思いますので、昨日、会派代表質問等での答弁にもあったとおり、新しい進出しやすいような補助金の創設の検討ですとか、企業が進出しやすいような環境のほうは受皿として整えていきたいとは考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 大分長くなって申し訳ありません。

最後の質問です。

広報活動について伺います。

市民にとって必要な情報や牛久市の魅力を、対市内的にも、対市外的にも発信し強化することは、市民の住みやすさ、暮らしやすさを増すとともに、人口の転入促進にとっても重要な役割を持つものであります。

そこで、現在の市のホームページ、広報うしく、FMうしくうれしく放送、その他のSNS等の予算の推移と評価について伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 お答えします。

ホームページにつきましては、令和4年度10月からの5年契約で総額715万9,900円となっております。また、前回の平成29年度から令和4年度の契約額は総額687万9,600円となっており、セキュリティーに関する機能追加により増額をしております。

広報紙の発行に係る経費につきましては、令和4年度の決算額は、印刷、ポスティングを合わせ1,527万6,451円となっております。これを5年前と比較いたしますと約260万円増加しておりまして、原材料の価格上昇により印刷単価が上がったこと、また、ポスティングの単価が事業者の人員確保等の都合により増額したことによるものとなっております。

令和4年度のFMうしくうれしく放送につきましては、市の行政情報発信の業務委託として1,997万1,600円。こちらは、放送2回で243回、イベント中継放送5回の放送料として支出をしております。平成27年度設立当初から単価の変更はしてございません。

なお、SNSに関しましては、使用料等の経費はかかっておりません。

次に、各情報発信媒体の評価ですが、各媒体とも、常に読みやすさ、見やすさ、分かりやすさ

などを心がけております。

令和４年度に実施いたしました市民満足度調査におきまして、牛久市に関する情報をどのように入手しているかの質問項目を設け調査をいたしましたところ、広報うしくと回答した方が最も多く、過半数を占める全体の８７％となっております。また、文字の形が分かりやすく、読み間違いの少ないユニバーサルデザインフォントを採用したことにより、市民の方から読みやすくなったとのお声をいただいております。

ホームページにつきましても、アクセシビリティガイドラインに基づき、誰もが利用しやすいホームページを目指しておりまして、健常者はもちろん、視力が弱い方、手足が不自由な方などにも配慮したページ作成に取り組んでおります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 次に、広報の役割について、そもそもどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 広報の役割につきましては、市民に対し行政サービス、施策などの情報を正しくお知らせすること、市民に対し地域のイベント情報などを提供し、市民に興味関心を持ってもらうこと、市外の方に市の情報や魅力を伝えることなどがございます。

また、どの役割にも正確さ、迅速さ、分かりやすさは必須でありまして、市内外にかかわらず、より多くの方々に市のサービスや魅力を知っていただくことが目的となります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○１７番 杉森弘之 議員 今のお話にもあったように、広報は、大きく分けると市民向けの役割と対外的な宣伝の意味があるのではないかというふうに思います。

そして、今の牛久の広報の状況は、私が感じているところは、市民向けにはある程度行われているのではないかと思います。対外的な宣伝の面では弱いのではないかと、このように考えているところであります。そして、対外的な宣伝を強化するためには、宣伝内容である諸施策の充実はもちろんでありますけれども、宣伝方法、宣伝技術も重要で、この面ではプロも含めて専門的な知識・技術が必要ではないでしょうか。牛久市は誇れる施策を多数持っていると思いますので、余計に宣伝強化の必要性を感じます。この点について市の見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 対外的な市の宣伝には幾つかの方法がございます。公式ＳＮＳにより市の魅力やイベント情報などを発信すること、イベントに参加し市の情報を提供すること、市のホームページやガイドブック作成により市の魅力や観光情報、施策などを掲載すること、報道機関に対しイベントの開催や市の取組についてリリースしまして新聞やテレビで報道してもらうなど、様々な方法が挙げられます。これらの方法を組み合わせて、市の魅力を対外的に知ってもらうことが大切だと考えております。

特に市のホームページにつきましては、市内だけでなく、市外の方が閲覧するため、興味を引く見せ方はとても重要と考えております。

しかしながら、ホームページのデザインやコンテンツの作成には、ウェブデザイン、コンテンツマネジメントの知識が必要となってまいります。システムの使いやすさ、ユーザーの満足度を示すユーザビリティや情報設計を理解し、アクセスを促すための効果的なデザインを行う必要があります、そのため牛久市では、職員誰もが簡単な操作で統一されたデザインによるコンテンツの作成ができるよう、公式ウェブサイトの維持管理の業務委託を行っております。現在のホームページには、令和元年10月に、使いやすさをキーワードにリニューアルを行ったものとなります。

今後、令和9年度までにリニューアルを予定しておりますので、見やすさ、検索のしやすさ、関心を集めることに重点を置き、リニューアルを実施してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ぜひリニューアルを立派にやっていただきたいと思いますが、その際に、ある意味プロの技術というものも念頭に置いて考えるということも必要なのではないかと思います。

最後に、市のホームページ、SNS等の強化策についてはどのように考えているのかお聞きたいします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行市長公室長。

○飯野喜行 市長公室長 市では、広報うしくをはじめ、公式ホームページ、かつぱメール、FMうしくうれしく放送、行政区回覧、記者会見などから情報を発信し、皆様が必要な情報を取得できる選択肢を多数提供できるように取り組んでおります。多くの人がスマートフォンやタブレットなどを所持するようになった中で、ホームページ及びSNSの重要性が増してきております。

市では、SNSの情報発信のツールとして活用しているのは、旧ツイッターでありますX、フェイスブック、LINEとなります。SNSには情報拡散力、リアルタイム性など、また、ホームページには多くの情報を掲載できるメリットがございます。

日々、人々の生活環境やライフスタイルは変化をしております。それに伴い、行政からの広報に対しても要望・要求も多様化していく中で、より適切な方法での情報配信やどのような目的で誰を対象とするか、いつ、どのように発信すべきかなどの計画性が必要となります。

今後につきましても、SNSとホームページの連携を図りまして、発信媒体の特性を生かした情報発信を行い、一人でも多くの方々に牛久の魅力を知っていただき、交流人口の増加や、ひいては定住人口の増加につなげていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 17番杉森議員に申し上げます。一般質問の途中ですが、答弁時間がなくなりましたので、杉森議員の一般質問は終了といたします。（「ありがとうございます」の声あり）

以上で、17番杉森議員の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１３時５５分いたします。

午後０時４６分休憩

午後１時５５分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、１３番山本伸子議員。

〔１３番山本伸子議員登壇〕

○１３番 山本伸子 議員 改めまして、こんにちは。無党派の山本伸子でございます。

今回、私は、高齢者と、そして子供、どちらも人権の尊重という視点で質問してまいります。
まず１問目です。

身寄りのない人でも地域で安心して暮らせるためにという視点で質問してまいります。

身寄り問題、また、お一人様という言葉が頻繁に目にするようになりました。

身寄り問題とは、単身の高齢者などが人生の最終段階で頼れる人がいないことから生じる様々な困難や弊害をいいます。例えば、病院に入院する際は身元保証人を求めることが行われております。本人に家族や親族、親しい友人がいれば身元保証人になってくれますが、身寄りがない人の場合、そのような人がいません。厚労省からは、身元保証人がいないことを理由に入院を断ることはできないとの通知が出されていますが、実態はそうではありません。病院が身元保証人を求める背景には、緊急連絡先やトラブル対応など、これまで家族が担ってきた役割を身寄りのない人にも求めているという側面があるのだと言われていると聞いています。改めて申し上げますが、身寄りのない人とは、単に家族や親族がいないことだけを指すのではなく、いても遠方に住んでいたり、関係が断絶していたり、そして支援が受けられない人も含まれます。

そこで、お尋ねしますが、身寄りのない人やお一人様と言える人は、市には今どれほどいるのでしょうか。参考になる数字があればお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 身寄りのない人でも地域で安心して暮らしていくには、公的な支援をはじめ、隣近所の共助の力を借りなければならないことや御自身で整えていかなければならないことなど、生活の一つ一つに備えが必要であり、高齢者の独り暮らしが増える中、その重要性は高まっていると認識しております。

身寄りのない方やお一人様の方の人数そのものは把握する仕組みがございませんが、参考になる数字といたしましては、令和２年１０月１日を基準日として実施された国勢調査による６５歳以上の独り暮らし世帯が３，２７４世帯となっています。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 令和２年１０月の数字拝聴しましたけれども、私も令和３年４月のいただいた数字だと、やはりこのときも独居の高齢者約３，０００人で、男性が１，０００人、女性が２，０００人という数字だったと思います。

では、具体的な例を挙げながら、身寄りがないことで生じる問題と今の仕組みでできること、できないことをお尋ねしてまいります。

まず、身元保証についてです。

病院への入院や高齢者施設への入所となった場合、身元保証人が必要になってくると言われます。厚労省は、令和元年に身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインを作成し、身元保証人がいないことを理由に入院を断ることなく、安心して医療を受けられる環境の整備に努めるよう自治体に周知をしております。

しかしながら、総務省が、令和3年度、埼玉県、東京都、神奈川県、ここに所在する病院784か所、そして高齢者施設1,238か所を対象に身元保証人に関して尋ねたところ、病院や施設の9割以上が身元保証人を求めていることが分かりました。

では、牛久市近隣の病院や高齢者施設で入院または入所となった場合、身元保証人が求められているのでしょうか。

また、病院や高齢者施設にとって、身元保証人がいないことで生じる問題としては何があり、身寄りがいない人への対応はどうしているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 市内の病院及び特別養護老人ホームにおける対応について、それぞれ2か所、合計4か所に対して聞き取りを行いました。

1つ目に、入院や入所に当たり保証人や緊急連絡先を求めていますかという質問に対しては、4か所全てが求めているという回答でしたが、病院にあつては、治療が最優先であり必須ではないとか、本人がしっかりしていれば本人でよいといったことも付け加えられました。

2つ目に、どういう理由で保証人や緊急連絡先を求めていますかという質問に対しては、病院にあつては、入院費の支払い、病状の説明、治療方法の選択、急変緊急時の対応、退院時の調整などが挙げられ、特養にあつては、施設費用の支払い、病院受診が必要となった場合の対応、退所時の荷物の引取りなどが挙げられました。

3つ目に、どうしても保証人や緊急連絡先がない場合はどうなりますか、入院や入所ができないのでしょうかという質問に対しては、病院にあつては、医療の必要性があれば受け入れ、一旦は必要な治療を行った後に市役所や包括と相談するという回答であり、特養にあつては、基本的には受け入れていないという回答でした。

市内の全ての病院や高齢者施設で聞き取りを行ったわけではありませんので、これらが全てではないかもしれませんが、そう大きな違いはないものと思われまます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 様々聞き取りを行ってくださったようです。

それでは、身元保証人がではないない場合に、こうしたこと、いろいろ費用を支払うとか、いろんな問題ありますけれども、今の仕組みでできることとできないことをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 身元保証人がいない場合であっても、市が家族に

代わって身元保証人となることはできません。一部、成年後見人制度の活用により、財産管理や入所・入院の手續支援等、身上監護は可能となります。

また、入院時の日用品を市が準備することもできませんが、病院には入院時セットとして日用品の提供もごさいます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、次に、身寄りがない人の日常生活支援についてお尋ねします。

まず、緊急時や災害時の対応として、今の仕組みでできること、できないことをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 体調が悪くなった場合の緊急時に備え、市では緊急通報装置の設置を行っています。また、社会福祉協議会では救急ボットの設置を勧めています。

緊急通報装置は、ボタンを押すだけで稲広の消防本部とつながり、通報者の住所や氏名などの情報が表示されると同時に、救急車を要請することができるものです。

救急ボットは、自身の医療情報などを記載したシートを専用のボットに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、駆けつけた救急隊員が迅速に対応できるようにするものであり、救急ボットが冷蔵庫内にあることを示すステッカーもセットになっております。

極端な例えにはなりますが、この両方があれば、緊急通報装置のボタン押した直後に意識を失ってしまったとしても、適切な救助の手が差し伸べられるものと思われます。

また、災害時において可能な対応といたしましては、日頃から避難行動要支援者名簿を備えた上で対象となる方には個別避難計画を策定することを進めております。

市での対応が不可能なこととしては、個別のニーズごとにできる、できないを判断することとなりますが、救急搬送の場面においては、救急車に職員が同乗することは行っておりません。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、入退院時、こちらの支援として、今の仕組みでできること、できないことをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 入退院時の支援として可能な対応といたしましては、退院後の生活環境整備が挙げられます。例えば、退院後にお独りで在宅生活を送ることが困難であると考えられる方がいたときに、退院の見通しが立ったタイミングに病院で行われる会議において、施設を探したり、どのような在宅サービスが必要となるかを検討したりするメンバーとして、ケースによっては市や地域包括支援センターの職員が参加する場合があります。

反対に、対応が不可能なことといたしましては、本来であれば近い親族が行うこととなる入院時の立会いのほか、治療方針を聞いたり、同意したりすることが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、次に、定期的な見守りとして、今の仕組みでできること、

できないことをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 定期的な見守りとして可能なものは、まず、民生委員さんや地域包括支援センターの職員による訪問が挙げられます。また、市の配食サービスを受けている場合において、前日の弁当が玄関先に残されたままになっているなどの異変があったときには、市に連絡が入ります。その他、食材配送事業者や新聞販売所をはじめ、様々な事業所と見守り協定を締結しており、郵便受けが新聞でいっぱいになっている場合などに同様に市に連絡が入ります。さらには、介護認定を持っていて訪問介護サービスを受けている方であればホームヘルパーが来ますので、見守りに含まれると考えます。

不可能なものとしては、例えば、毎日訪問するなどの頻繁なものや深夜の訪問のようなものが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 次に、金銭管理です。これに関しては、今の仕組みでできること、できないことには何があるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 金銭管理として可能なものは、成年後見制度と日常生活自立支援事業が挙げられます。

成年後見制度には、あらかじめ本人が選んだ人を後見人とする任意後見と認知症などによる影響が出始めてから家庭裁判所が後見人を選任する法定後見があります。法定後見の場合は申立て手続が必要になりますが、その手続を行うことができる親族がない場合には市区町村長が申立てをすることになっております。なお、牛久市における市長申立ての件数は、令和2年度が1件、令和3年度が5件、令和4年度が2件となっております。

日常生活自立支援事業は、認知症や障害があるために判断能力が不十分ではあるものの、日常生活自立支援事業の契約内容が理解できる方を対象に市社会福祉協議会が行っているもので、福祉サービスの利用における契約や解約の代行、その利用料や公共料金の支払い、預金通帳や実印の預かりなどを内容としております。

これらの制度にのっとして対応する限りは、金銭管理として対応が不可能なものは基本的にならないと考えられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、次に、生活上の困り事として買物やごみ出しなどの対応としては、今の仕組みでできること、できないことには何があるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 生活上の困り事である買物やごみ出しなどについて可能なものですが、介護保険制度の中では、訪問介護サービスによるホームヘルパーがこれらを行っております。また、ごみ出しに関しては、市が行っているふれあい訪問収集が挙げられます。これは、日常生活において介助や介護を必要とし、自由に外出することができない高齢者や

障害者の世帯などを対象に、審査の上、認められた場合に利用することができるもので、直接御自宅までごみの収集に伺うものです。

介護保険制度を活用しても不可能なものとしては、日用品の範囲を超える買物、遠方のお店を指定する買物、ヘルパー事業者の車両に同乗しての買物などがあります。また、ふれあい訪問収集においても、通常の量や質を超えるごみ出しなどは該当いたしません。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。ごみ出しについては、今、市が行っているふれあい訪問収集があるとの御答弁いただきましたので、この点についてもう少し詳しく伺ってまいりたいと思います。

私は、ふれあい訪問収集について令和3年6月議会で質問をいたしました。質問した趣旨としては、制度を利用したいと思い相談したけれども実際には利用できなかったという声を多く聞いたことからでした。その際に伺った制度の流れとしては、申請書の受付窓口は廃棄物対策課であるが、高齢福祉課、社会福祉課での利用の相談があった場合は廃棄物対策課の職員が出向いて制度の説明を行っていること、そして、申請書受付後は内容を審査し、現地の状況調査を行った上、決定するとの御答弁でした。また、予算ありきの事業ではなく、利用者が増加するからといって利用できる人の条件を厳しくしていることはないとも答弁されておりました。

今回、改めて確認させていただきたいのは、ここ最近、また以前のようにこのふれあい訪問収集が使いたくても使えない、申請しても駄目だったという地域の支援者や民生委員の方、ケアマネの方などの多くの声があるからです。近年、申請しても利用できなかったケースが多数あるのでしょうか。または、廃棄物対策課と高齢福祉課、社会福祉課の連携のどこかに原因があり、そのような声が上がっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ふれあい訪問収集に関しましては、廃棄物対策課と高齢福祉課、社会福祉課での連携して行っておりまして、説明不足や漏れが出ないように体制を整えています。

窓口や電話による相談内容としましては、制度に関する問合せのほか、ヘルパーや施設入所などの福祉サービスの利用とするか、または、ふれあい訪問収集を利用するかを検討中の方からの御相談が主なものになっており、相談件数としましては、直近3年間を見ますと、令和3年度31件、うち制度の確認についてのものが5件、利用の相談についてが26件、同様に令和4年度が31件、制度確認8件、利用相談が23件、令和5年度については10月末日現在において18件の相談があつて、制度確認が4件、利用相談が14件となっています。

また、申請書が提出された件数及び承認件数ですが、直近3年間見ますと、令和3年度、申請が13件に対し13件全件を承諾しております。令和4年度は13件に対し12件です。令和5年度10月末日現在、9件に対し全件の9件承諾をしております。3年間を見ますと、全35件につきましては、審査を行った結果、親族による支援が可能と判断させていただきました1件を除いて34件、1件を除いての全件が利用対象となっています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今回の御答弁では、相談件数おおよそ毎年30件ですか、それぐらいあって、今年はまだ途中なので18件ですが、申請件数が3年弱で35件、そのうち申請をして利用ができなかったのは1件のみということでした。それならば、どうしてふれあい訪問収集が使いたくても使えないという声が民生委員の方などから聞こえてくるのかが不思議でならないのですけれども、担当課としては、こうした声があることどう思われますか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ふれあい訪問収集、ごみ出しができるかできないかということになるんですけれども、こちらにつきましては御案内のとおりなんですけれども、要介護状態の区分ですとか、障害等級だけで判断するということは難しいと考えておりますので、そうした判断基準にはしておりません。対象となるべき利用者がふれあい訪問収集を利用できないということがないように、そういった介護区分ですとか、障害の等級での線引きというのを設けずに、具体的な身体状況や周囲の環境など、ごみ出しするための環境などを総合的に判断し、利用を決定しているところです。このことは、画一的な切捨てを防ぐ一方で、利用を希望する方からは、どのような状況であれば利用できるのか、こうしたことがイメージしにくいということがあると思います。誰でも利用できると思って御相談された方などには、実際、利用要件が厳しく感じられることがあるかとも思います。家族や福祉サービスなどからごみ出しの協力が得られていないこと等の要件はございますが、制度を必要とする方が相談自体を諦めてしまうことがないように、今後とも丁寧な制度についての説明をしてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一人一人の状況や体だけでなく環境ですね、ごみ捨て場までの距離や坂があるのか、階段があるのか、そういった細かいことまで含めて判断されているとは思いますが。それなので、介護度や身体、障害者手帳何級といった線引きをせずに対応していただいているというのは、牛久のやり方であるというのは認識しております。確かに、ほかの自治体は、はっきりと要介護3とか線引きをして、利用できるできないかが市民にとっても分かりやすい。逆に、その牛久市の緩やかさが市民にとっては判断が難しく、行政と市民との間で利用の認識のずれのようなものが生じているのかなとも思います。

では、確認いたしますが、ふれあい訪問収集が利用できるかどうか迷ったときには、まず行政に相談をしてもらいたいということによろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 廃棄物対策課の窓口においでいただくか、廃棄物対策課にお電話をいただきましたら、その制度についての説明、どういった方が利用できるのか、お電話された方が対象になるのかどうかというのを丁寧に説明させていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それではよろしくお願いいたします。

ところで、このふれあい訪問収集の案内のチラシには、利用できない項目として、ほかのご

み出し支援サービスの利用ができることがあります。このほかのごみ出し支援サービスというのは、地域の支援や助け合いなどが含まれると思いますが、実際に地域でごみ出し支援を行っている方からは、地域の手助けだと特に女性は遠慮する傾向があるとか、近所だからこそ頼みづらいようだと言いました。ごみというのはプライバシーに関わるものなので、その心情は察するものがあります。だからこそ、ごみ出しを地域の助け合いのようなボランティアではなく、市の制度として、ごみ出し支援に対する補助金を出して、支援される側の精神的な負担を減らすことが必要であろうと考えます。ごみ出しを頼む方も、善意でやってもらっているのではなく、市がごみ出し支援の仕組みをつくり、補助金が支援団体に出ているのだと思えば気持ちよく利用できるのではないのでしょうか。全国には、自治会や地区社協、シニアクラブなどがごみ出し支援を行い、そこに自治体から奨励金や補助金が交付されている例はあります。

令和3年6月議会に、今後のふれあい訪問収集の方向性については、ごみ出しを支援する地域の団体への補助金の交付も検討してまいりたいとした御答弁がありました。あれから2年半、どのような検討がされたのかお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

ごみ出し困難者は、今後も、高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化という社会の変化により増大していくことが想定され、社会のニーズに合わせ、ごみ収集体系についても改めていくことは必要不可欠であると認識しております。

先進地において、ごみ出し困難者に対する補助金交付や全戸ごとでのごみ収集など実施している地域があることは承知しております。新たな制度を構築し、遂行していくに当たり、支援者の確保や地域社会の構築に時間を要し、現在、現実的な方策を見いだすには至っておりませんが、現状のふれあい訪問収集のやり方において、制度利用者が増えても対応できるよう体制の見直しを検討しているところです。

ごみ問題は、私たちの生活に密着した身近な環境問題であるため、他部署とも協力し、市民がより快適な日常生活が送れる社会の実現に向け取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今の市長の御答弁の中に、支援者の確保や地域社会の構築に時間を要しているという、新たな仕組みがまだできていないということがありました。

しかしながら、もう既に地域で支援をしている人、個人で支援をしている人がいるのが現状です。民生委員の方がごみ出しの支援をされていると聞いておりますが、民生委員の活動として、ごみ出しの支援は適切なことなんでしょうか。

また、利用の対象にならない項目には、介護サービスを受けているというのもあります。しかし、介護サービスとは、利用者の方ができないところを、ヘルパーの力を借りながら一緒に調理や買物をしたり、洗濯、掃除をすることです。介護サービスは家事代行サービスではありませんので、ごみ出しのために使うのは本来の目的からは外れていると私は思います。

また、地域の支援とはいっても、支援する対象の方の状況が重い場合などは、地域の助け合い

ではなく、行政として支援するのが適切ではないかという声も伺いました。

ごみ出しが困難な状況が続き、例えば、いわゆるごみ屋敷になってしまうと、行政も関与できない重大なことになってしまい、近隣の市民生活にも影響を及ぼす状況が既に発生していると聞いています。そうならないためにも、ふれあい訪問収集が市民にとって納得できる制度であるよう努めていただきたいと思います。

今までの御答弁と現場の声とには、あまりにも大きな開きがある。これをどう解決していけるのか、いま一度伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、民生委員の仕事の話なんですけれども、民生委員は、必要に応じた福祉サービスや育児支援サービスなどの相談や助言などを行って、適切な関係機関とのつながりとなる役割を担っているというように承知しています。ふれあい訪問収集の支援に該当しない人を民生委員が手助けしてくださるというようなケースはあると思いますが、民生委員の仕事としてごみ出しの支援をされているとするならば、市がふれあい訪問収集の制度に対しての説明に不足というか、誤解というか、そごがあるというような部分があるのかというふうに思いますので、そのあたり、制度の説明につきまして、民生委員の方が出席する会議等におきまして、民生委員さんの役割ですとか、ふれあい訪問収集の内容的なものについて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、介護サービスにおけるごみ出しは、訪問介護の生活援助として制度としてはございます。しかしながら、受け入れてくれる事業所や受け手が少ないなどの現状がありまして、サービスとして行うことは、実際問題としてかなり難しい部分があるのではないかと考えております。ふれあい訪問収集は、ほかの方からのごみ出しの協力が得られないなど利用条件はありますけれども、ごみ出し支援以外の介護サービスを利用していることでふれあい訪問収集の対象外になるということはございません。

また、地域支援では、支援する側、される側、それぞれ事情があると思いますので、御不明の点がございましたら、当然、利用を考えている方もそうですし、民生委員の方もそうなんですけれども、先ほど申し上げました廃棄物対策課のほうに御相談をいただければ、丁寧な説明をさせていただきたいと思います。

ふれあい訪問収集を必要とする方が、円滑にこの制度を利用していただけるように努めてまいりたい。また、制度設計、そちらの修正する部分とか、見直しする部分などがあれば、そちらのほうも、前に、令和3年の議会のときに御質問があつて、その後検討するということを申し上げていますので、そちらの制度のほうの再検討も引き続き進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど議員から、現場と担当課のほうでかなり温度差があるといったこと。これ答弁でもお伝えしましたが、再度よりよい制度を見いだしていくといったことは、これは続けていくわけではございますが、行政の役割として、利用者さんに満足していただくといった側面がある一方で、全ての人を満足させるといったことは、これは不可能でございます。100人

中、限りなくゼロに近づける、要は満足していただけるように努めはしますが、やっぱり行政として財源がないといったことも言い訳にはしたくないと。そういった中で、一人でも多く満足していただけるような制度設計を構築していきたいとは思っておりますので、かなり厳しい内容ではございましたが、今後その制度の充実に向けて取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市長、ありがとうございました。

何でもかんでも行政にお願いするというのでは、もうこれからの地域社会は成り立っていかないとは思っております。そういう意味では、地区社協なり、シニアクラブとか、そういったやっぱり地域の力をできないところはお借りしながらやっていく、そういう新しい制度設計にもなると思いますけれども、そういうところも含めて今後考えていただきたいと思います。

ところで、このふれあい訪問収集は、ごみということで、今、廃棄物対策課が主管になっておりますが、ごみ出しの問題は廃棄物問題ではなく、福祉ニーズのある方たちの生活課題であり、福祉の問題です。現状の制度設計では、廃棄物対策課に申請をしても、高齢福祉課や社会福祉課に申請者の介護や障害の状況を照会しなければ内容は分からないわけです。裏を返せば、高齢福祉課や社会福祉課こそが申請者の詳細な状況を把握しているのですから、この事業の主管は福祉部門として、福祉の問題として対処するのが適当ではないかと考えるところですが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 ごみ出しが困難な方やふれあい訪問収集を申請された方の中には、ごみ出しをはじめ、福祉的なニーズを抱えている方が多いものと推察できます。

一方で、他の自治体におけるふれあい訪問収集のような事業の担当部署は、ホームページで検索して確認をする限り、牛久市と同様に、福祉部門で担当しているところは少ないようでございます。また、申請された方の例えばお体の状況等につきましては、御質問にもありましたように、必要な事項は廃棄物対策課から照会を受けて回答しており、連携を図っております。

どの事業をどの部署が担当するかということは、自治体の規模や考え方による部分も大きいと思われる。このたびの御質問も契機となりまして、今後、市の組織の在り方が見直される際に必要な検討がなされるものと思われる。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 福祉部門の職員から照会を受けて連携をしているからといっても、廃棄物対策課の職員に介護や障害に対する専門知識があるわけでもなく、当事者の立場に立った判断ができるのかは、私はいささか疑問に思います。少なくとも当事者に寄り添った制度であるためには、市の組織のどこが担っていくのがよいのか今後御検討いただきたいと思います。

では、次に、最後です。

死後事務について伺ってまいります。

死後事務というのは、身寄りがない人が亡くなった後の葬儀や遺品の処分、こういったことに

ついて、今の仕組みでできること、できないことをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 身寄りがいない方が亡くなった後の葬儀や遺品の処分、いわゆる死後事務について可能なものは、死亡地の市町村が行う火葬や埋葬が挙げられます。この場合、亡くなったときに所持していた金銭はこの費用に充てることができます。なお、成年後見人が選任されていた場合は、家庭裁判所の許可を得て、成年後見人が火葬または埋葬に関する契約の締結をすることができますが、死後事務については、極めて限られた財産管理しかできません。

正式に死後事務を任せたい場合には、成年後見とは別に、事前に死後事務委任契約を締結しておく必要があります。この契約に、お葬式に関することや行政への手続に関すること、あるいは知人への連絡など、自身の死後に依頼したい内容を盛り込んでおけば受任者が対応します。

身寄りのない方が遺言も死後事務委任契約もないままに亡くなった場合には、特に財産処分や相続に関する事などについての手続は、極めて困難になると考えられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

それでは、(2)番です。

早期から関わりを持ち、支援が必要になったときに関係者が情報を共有できる仕組みづくりについて伺ってまいります。

さきの総務省の実態調査によれば、病院や施設が行政の関与や支援として求めることとして、身寄りがいない人の場合、早くから接点を持って、入院や入所になる前に、例えば、成年後見制度につなげたり、身元保証に関する働きかけや案内をしてもらいたいという意見が多くありました。行政として、身寄りがいない人と早い時期から関わりを持つための取組としては何があるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所エールでは、身寄りのない人も含め、様々な相談に応じており、成年後見制度だけでなく、お独りでいることについての不安や困り事の相談にも対応しております。また、成年後見制度に関する研修会を開催することで、制度を知っていただいたり、関心を持っていただいたりする機会を設けております。

身寄りがいない方に対しての早い時期からのアプローチですが、積極的な対象者の把握や支援は現在のところ実施しておりません。世帯にお一人だからといっても身寄りがいないとは限らないことから、対象者を見極めることが難しく、また、将来の心配を実感されていないところへ、いたずらに不安をあおることも適切ではないこと等が理由となります。

しかしながら、今後このような方々が増え、より大きな社会的問題に発展していくと思われるので、身寄りがいないことに関する課題に特化した啓発活動を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 身寄りのない人がたとえ判断能力が不十分になっても、最後まで安心して自分らしい暮らしが送れるようにするためには、医療や介護の専門職のみならず、本人に関わる多様な支援者による協働関係をつくることが求められます。いわゆるチームとして本人の情報を共有し、支え合うために、身寄りがない人への支援ガイドラインを作成している自治体があります。身寄りがない人への対応に苦慮する支援事例が増加し、特定の支援者に負担が集中していることから、ガイドラインを作成することで、身寄りがない人の支援に関わる機関や支援者がそれぞれの役割を明確にし、不安やリスク、負担を軽減することを目的としているそうです。身寄りがないことは決して人ごとではない現状を踏まえ、牛久市の実情に即した共通のルールを示し、支援機関や支援者など関係者が活用するためのガイドラインをまとめるお考えについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 御質問の身寄りがない人への支援ガイドラインにつきまして、幾つかの自治体のものをホームページで拝見いたしました。入院時の手続、金銭管理、死後事務など、その状況ごとに、本人の判断能力が十分な場合、本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合、本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合に分けて記載されており、読みやすい作り方になっておりました。

しかしながら、最も重要となる本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合における対応については、多くの項目が、高齢者の場合は地域包括支援センターへ、障害者の場合は相談支援事業所へや必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討しますと書かれているほか、中には、本人が理解できるように分かりやすく説明してくださいとも書かれておりました。成年後見制度の利用を検討するといっても、選任までには長期間を要することもあり、失礼ながら、やや実効性に乏しいものとの印象を受けました。

当市においてガイドラインを作成する考えは現在のところございませんが、対象者が安心して暮らすための様々な支援者との協働関係の構築も含め、身寄りがないことに関する課題を整理し、各個人においても、あらかじめ取り組んでいただけるようなきっかけづくりとなるような啓発活動を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、(3) 番目です。

安心して利用できる身元保証高齢者サポート事業について伺ってまいります。

身寄りのない高齢者の増加に伴い、身元保証や葬儀などを一手に引き受ける民間サービスでトラブルが相次いでいることを受け、政府は、法規制も視野に対策を検討するため実態把握の調査に乗り出したと先日の新聞報道にもありました。

それでは、まず初めに、市が把握している民間の身元保証サポート事業者はあるのかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 県内において活動する民間の身元保証サポート事

業者につきましては、担当課の業務として高齢者支援に携わる過程で、少なくとも一般社団法人 1 社があることを把握しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 この問題について調べていくうちに、既に平成30年に厚労省や消費者庁から身元保証サポートを利用する際の留意事項、あと相談を受けた際の市町村や地域包括の対応に関して通知が出ているのが分かりました。消費者庁からの通知には、チラシを活用して消費生活センターにおける助言の際の参考資料とし、住民向けの啓発を実施するようとなっております。また、厚労省の通知には、市町村や地域包括においては、身元保証サポート事業に関する相談を受けた場合は適切な助言を行うようにと記されておりました。これらを活用して、市民への注意喚起や情報提供の状況はどうなっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、地域包括支援センターにおいては、身元保証サポート事業に関する相談を受けたことがあり、その際には適切な助言を行ったと確認しております。相談件数については、こういった相談に特化した集計はないとのことで、具体的な数字は把握してございません。

次に、市の消費生活センターにおいては、例えば、被害に遭った、だまされたといった相談はないことを確認しております。

これまで積極的な注意喚起や情報提供を行ってきてはおりませんが、さきの新聞報道やこのたびの御質問を機に、市全体で取り組むよう連携を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 安心して身元保証などのサポートを受けられる仕組みづくり、また、高額な民間サポートを受けられない高齢者への相談体制の整備について、具体策の検討を進めていく考えを政府も示したところですが、対策がまとまるまでには時間がかかります。

身寄りのない人の中には、突然の入院の際の対応や施設入所の際の保証人、また、死後の身辺整理などに不安を抱え、事前に備えをしておきたいと考える人もいます。民間のサービスもありますが、経済的に余裕のない人には利用が難しい点や金銭的なトラブルなどの課題もあります。そこで、公的機関の信頼性や公平性と民間サポートの柔軟性を組み合わせて、人生の最終段階で必要となる生活支援、身元保証、死後事務といったサービスをワンストップで提供する仕組みに取り組み始めた自治体もあります。多くは社会福祉協議会がその役割を担っております。認知症などで判断能力が低下した場合には成年後見制度がありますし、介護保険制度が利用できる人は要介護度に応じて料理や買物などの生活支援を受けることができます。しかし、成年後見人は買物などの生活支援は行いません。介護保険制度も本人が亡くなった後のことは対応できません。こうした公的な制度の隙間の人たちの不安をどう受け止め、課題に対して新たな仕組みをつくれればよいのか。行政として、社会資源が様々ある中で、それらをどう組み合わせて活用していくかが問われているとも言えましょう。身寄りのない人でも地域で安心して暮らせるために、今の仕組みでできること、できないことを今まで伺ってまいりました。それらを整理して、できないこ

とを1つでも減らして、今の仕組みをアップデートしていくことが求められていると考えます。

最後に、独自の身元保証サポート事業の考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 社会福祉協議会が身元保証事業を行っている自治体は、政令指定都市や県庁が所在する市など比較的大規模な市が中心であることや事前の預託金だけで数十万円が必要となることなど利用する側の負担が大きいことに加え、事業を展開する側も、組織体制が整った相応の能力を持ったところに限られているという印象でございます。

当市といたしましては、独自の身元保証サポート事業を展開する考えは現在のところございません。社会福祉協議会においても同様であると確認しております。これまでお答えしてきましたような既存の制度でできることによって、実際の困り事に直面したときだけでなく、直面する前の段階で準備できることを積極的にお知らせするなど対応してまいりたいと考えます。

身寄りのない人の身元保証の問題や日常生活支援の問題を根本的に解決するためには、国が法整備を行い、制度を創設することが必要であると考えます。これまでお答え申し上げてきた中に出てきた成年後見制度は、法整備がなされ、制度が創設されたからこそ幾つもの問題が解決され、制度創設後も法改正がなされたことで、さらなる解決につながっていると認識しております。早期に法整備や制度創設がなされることを願いながら、市としてできることを行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 身寄りのない人でも地域で安心して暮らせるためにとして様々伺ってまいりました。身寄りがないことで生じる問題としては、身元保証人がいない場合、特養にあっては基本的には受け入れていないということが聞き取りの結果でも分かりました。成年後見制度も、使いたいからといってすぐに利用できるものではありません。だからこそ、入院や入所になる前に備えておくことの必要性を改めて感じた次第です。

市として、今の仕組みでできること、できないことを整理し、では、できないところには地域にどんな支援があるのか。そして、身寄りがなくても安心して暮らせるためには、準備こそが大切であると積極的に周知していただきたいと考えます。それは、決していたずらに不安をあおるのではなく、安心して最期を迎えることができるための備えであると考えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな2番目です。

子供の意見をまちづくりに生かすためにとして伺ってまいります。

まず、1番目です。

子ども議会の目的と議会での意見や提言を受けて実現したことについて伺います。

毎年、夏休みに行われている子ども議会ですが、子ども議会と一口に言っても、自治体によって小学生から高校生まで様々な形で行っているようです。子ども議会ではなく子ども会議とした形式を取り、学年や学校を超えたグループをつくり、1年かけてテーマについて議論し、市長に向けて報告書をまとめている自治体もありました。

そこで、まず、牛久市が今まで行ってきた子ども議会の目的とこれまでの経緯についてお尋ね

いたします。

県内自治体でも同様の事業が行われていると思いますが、その状況についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 牛久市では、平成５年度に第１回の子ども議会を開催いたしました。以降、平成１０年度の第６回までは子ども議会の名称で中学生議会を、平成１１年度の第７回から平成１７年度の第１３回まではシルバー議会、女性議会、市民議会を開催し、平成１８年度の第１４回から平成２８年度の第２４回までは中学生議会と小学生議会を交互に開催しました。平成２８年に公職選挙法の改正により選挙権年齢が１８歳に引下げとなったことから、子ども議会の所管を教育委員会に移管し、主権者教育推進の一環として、平成２９年度の第２５回からは、毎年子ども議会を小学生議会、中学生議会、高校生議会の輪番制で開催しております。

議場において市議会を体験することで政治に参加するための政治的教養を育成し、社会で起きている出来事について自ら考え、主体的に行動できる人間を育成することを目的としています。

県内市町村の実施状況ですが、土浦市、小美玉市などにおいて実施されています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 子ども議会として県内で行われているのはそう多くないような印象でした。それに比べて、牛久市では平成１８年から行われてきた歴史があると理解いたしました。

ところで、現在は市内の小中学校、義務教育学校と高等学校とが対象となっており、私立の中学校は含まれてはおりません。同じ市内で学ぶ私立の中学校も共に参加する検討はされないのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 今後は、私立の中学校についても、学校のほうに趣旨を説明して、御協力いただけるのであれば参加をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 次に、子ども議会の一連の流れについて質問いたします。

牛久市の場合、小学生議会、中学生議会、高校生議会がありますが、参加者はどのようにして選んでいるのでしょうか。

また、質問のテーマを決めるに当たり、子供の自主性を尊重するのは言うまでもないでしょうが、例えば、小学生と高校生では社会に対する課題意識にも大きな開きがあると思われます。子供の発達段階に応じて、意見を丁寧に導き出すための指導はどのようにされているのでしょうか。

そして、質問のテーマが決まれば、現状分析をして課題を見つけ出し、自分の意見や提言をまとめ上げていく過程を、経験値が少ない子供たちに対してどうしているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 子ども議会議員の選出につきましては各校にお任せしていますが、児童生徒の希望を聞いた後、学校で選抜しているところが多いようです。

質問のテーマの決定につきましては、子ども議員1人につき3つの質問の提出をお願いしました。その内容は、1つ目として牛久市に関する政策分野、2つ目として教育文化に関する政策分野、3つ目に自由課題、それぞれの質問の概要を提出していただき、事務局においてテーマが重ならないように調整しております。

各子ども議員の質問事項が決定しましたら、質問要旨、質問の詳細の作成をお願いしております。質問要旨の作成には、必ず担当教諭から子ども議員への御指導をいただきますようお願いしております。

なお、小中義務教育学校においては、社会や総合的な学習の時間などで、身近な地域の課題は何なのか、どのようなことをすれば課題を解決できるのか、自分たちにできることは何なのかなどについて考えながら、提案の仕方についても学習しています。子ども議会のために特別な指導をするわけではなく、児童生徒は、ふだんの授業の中で自分の意見や提言をまとめる方法を学んでいます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ところで、ほかの学校の児童生徒ともテーマが重なることもあろうかと思いますが、質問を練り上げていく過程でのほかの学校と関わりを持つ機会があるのでしょうか。子供にとっては、自分が通っている学校以外の児童生徒と話し合いをし、意見交換することは、貴重な経験であると考えますが、その点どうなっているのか伺います。

さらに、子ども議会での意見を発表者本人だけのものに終わらせるのではなく、学校全体として共有することこそ意義のある取組になろうかと考えますが、その点についてもお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 重複した質問事項の調整につきましては、さきに述べたとおり、3つのテーマから1つのテーマに絞る段階で事務局において調整しております。

学校全体での質問事項の共有につきましては、各校においてそれぞれですが、学年やクラスにおいて報告会等を開催したり、ビデオ撮影した子ども議会の様子をほかの児童生徒に見せたり、質問と答弁の内容を学校だよりに掲載したりして共有しております。

基本的に、質問内容については単独のそれぞれの学校の中で決めておりますので、他校との関わりというのはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、今まで子ども議会に出た意見や提言を受け止め、事業に生かしたことは何があるのでしょうか、主なものをお示しください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 令和３年度に開催された高校生議会におきまして、市内の高校生から、学生が意見や提案等を市に届ける手段を増やすべき旨の御意見をいただきました。このことから市政に対する具体的で建設的な御意見・御提案を広くお受けするため、２次元コード付リーフレットを作成し、市内の各高等学校４校の校内に掲示していただいております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 市内の高校４校にリーフレットを掲示しているとの御答弁でしたが、今までどれほどの学生の意見、それによって市に届いているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 答弁を求めます。稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 市政に対する意見に対するものというのは、こちらの広報政策課のほうに集約しているんですけども、高校生の各校４校にＱＲコードがあるんですけども、それから送られてくるというのは、どの高校から来ているかというのは分からないんです。普通の、通常の市民の皆さんからいただく意見と同じ流れで入ってきますので、記名されていけば分かるんですけども、何々高校の誰々というのは書いてあれば分かるんですけども、ちょっと匿名とかになっちゃうと、ちょっとどこの高校から入ってきたかと分からないものです。実際に何々高校から来ているというのは今のところ把握しておりませんので、ちょっと高校生から来ているかどうかはちょっと把握しておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 高校にリーフレットを掲示したけれども、どれぐらいの成果があったか、それに対しての高校生からの意見があったかはちょっと把握していないということですね。分かりました。

子ども議会を通して若い人たちの意見をすくい上げることが、これからは自治体にとっての役割でもあろうかと考えます。若い人たちに政治が身近なことであり、暮らしに密着したことなのだと思ってもらうためには、自分たちの意見が大人に受け止められて、社会に意見が生かされていると感ずることが必要です。ある自治体が、子ども議会の後に参加者にアンケートを行いました。それによりますと、将来選挙に行きますかとの問いに、５０％が必ず行く、３７％がどちらかといえば行くと答えています。若い人たちの投票率を上げるためにも、子ども議会は大切な事業として継続していただきたいと考えます。

現在、子ども議会の事業は、総合計画と次世代育成支援計画に明記されていますが、どちらも主権者教育とまちづくりへの参画意識、市政運営をテーマとして政治や社会への関心を高めることとなっています。さらに、現在ではこども基本法が制定され、全ての子供について、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが基本理念とされました。ですので、子どもの権利条例が保障する子どもの意見表明権や子供が社会に参加する権利を確保することをしっかりと市の条例にうたい、子ども議会がそれを踏まえ行われていることを位置づける、そうした制度設計、いわゆる市長が

言われていらっしゃるアップデートを目指すときではないでしょうか。子どもの権利条例が市として条例化されていることで、庁内で子供の意見を重要と考える認識が浸透すると言われます。全国の自治体で子供の権利に関する条例が制定されていると認識しています。どれほどの自治体が条例化しているのかをお示しいただき、その上で、牛久市においても子供の権利が尊重される町をつくることを目的とした条例化を目指すお考えをお尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 子供の権利を条例化する動きは、平成6年4月に日本が国連児童の権利条約に批准したことにより始まり、地方自治研究機構の掲載情報によると、令和5年5時点において子供の権利を総合的に条例化している自治体は、全国で64となっております。

当市は、現時点で条例制定の予定はございませんが、全ての子供は、自立した個人としてその権利が擁護され、幸福な生活を送るべき存在であること、年齢や発達の程度に応じて自己が関係する事柄に関して意見を表明し、社会活動に参画する機会が確保されるべきであることを念頭に置き、各部署が施策を行うよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 児童福祉では子供は保護や援助の対象ですが、子どもの権利条例では、子供を社会における個人、市民と捉え、その上で必要に応じた援助や保護をしていくものと考えています。その視点を各部署の施策に落とし込むよう、こども家庭課が担当課として指導していただきたいと思います。

最後の2番目です。

子供の意見をまちづくりに生かす取組について伺ってまいります。

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな展開を迎えました。そして、こども基本法には自治体の責務も規定されております。地方公共団体は、子供の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有し、市町村は国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとなっております。

そこで、市として今後こども計画を策定するのかどうか。そして、それを推進する部署はどこになるのかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 こども計画につきましては、既に自治体が定めている子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして作成できるとされており、その担当課はこども家庭課となります。

当初、こども大綱の発出は令和5年度秋とされていたため、当市におきましても、こども計画と令和6年度に策定する第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画との一体化を視野に入れておりました。しかし、こども大綱が遅れているため、当市では、こども大綱の発出を待たずに第3期牛久市子ども・子育て支援事業計画の策定準備を開始しております。遅れているこども大綱は、現在においてもこども家庭庁、こども家庭審議会において審議中となっておりますので、今後も

その動向を注視しながら対応をしてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、こども基本法の中にある子供の意見の反映に関して質問いたします。

こども基本法第11条には、子供や子育て当事者の意見を聴取して、反映させるために必要な措置を講ずるとなっています。例えば、ハード面でいえば、公園の整備の際に子供の意見を取り入れるというのが一番分かりやすい事例だと思います。今までの牛久市の子供に関する計画や事業において、子供の意見を反映させた実績としては何があるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 子供に関する計画においては、子供の意見を反映した実績はございませんが、牛久市子ども・子育て支援事業計画では、その策定に当たり、保護者のニーズの把握を行っております。本計画は、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を算出するため、保護者に対しニーズ調査を実施することとなっておりますが、市では、国が定めた必須の質問項目に加え、子育て環境や支援に関する独自の質問を追加したアンケートを作成し、現在、第3期計画策定に向けたアンケート調査を小学生以下の子供を持つ保護者3,000人に対し実施しているところでございます。また、子供の意見の聴取についても、その機会や手法について検討しております。

子供に関する事業における取組といたしましては、こども家庭課で運営している子育て広場において、利用者の意見を事業に生かすことを目的に御意見ポストを設置しております。頂いた意見などは、今後の子育て広場の運営の参考にするとともに、環境整備など、すぐに取り組める内容につきましては速やかに対応しております。

今後も、子供をはじめとする当事者の生の声を大切に、きめ細やかな子育て支援施策の実施に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 子供の生活や将来に影響を及ぼす市の重要施策や計画を審議する委員会等に子供の意見を反映させる、また、まちづくり事業への子供の参加を進めることが、これからは自治体の責務となってきます。今の子ども議会では、市内の小中学校や義務教育学校及び高等学校の意見しか拾えません。参加しにくい、例えば、特別支援学校に通う子供や不登校の子供など、多様な意見を反映させる工夫も必要です。

その取組として参考になるのは、東京都豊島区で行っている子ども版広聴事業というものです。インターネットでの意見収集に加え、学校のほか、子供が利用する施設、例えば、図書館などに意見を書いてもらう様式を設置しているそうです。いわゆる市長への手紙の子供版とも言えるもので、様式も子供が利用しやすいかわいいものを作成したそうです。取り組み始めて約4か月で340件の意見があったということでした。

翻って、牛久市においては、子供の意見をこれからの牛久市のまちづくりの具体的な事業や計画の中に、今まで以上にきめ細やかに反映させていくためにどんな方法を検討していくのか伺い

ます。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 お答えいたします。

現在、牛久市では、市役所や図書館、各生涯学習センター、自然観察の森、牛久運動公園などの市内全11か所の公共施設に市長への手紙の投書箱を設置しており、10代のお子さんからの投書も令和4年度に7件ございました。これらの御意見は、市長が全て目を通した上で担当する部署に送付をしております。

なお、この7件の御意見のうち、学校の空調設備に関することやアヤメ園の階段の修繕に関すること、これら2件につきましては、実施へと結びつけております。

子供、若者、子育て当事者の意見反映につきましては、アンケート方式にするのか、投書方式にするのかなどの意見の集め方や、また、集まった意見の中身は市内全ての課が対象となるため、その意見のフィードバックの方法を含め、今後、他自治体や国の動向を注視しながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 10代の若者の意見が7件ということでしたけれども、これはネットでの意見だったのか、その投書箱への投稿だったのか、分かりますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 7件全てメールでの投書になります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 一般市民からは、ホームページ見ますと大体年間約400件の意見が寄せられていたと思います。その中での若者からの意見は7件というのは極めて少ない数字だと思われます。各施設に投書箱があるから誰でもどうぞでは、子供には届いていないと言えるのではないのでしょうか。やはり子供が多く時間を過ごす小学校や中学校、こういうところに設置して意見をすくい上げる、その工夫が必要ではと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 それにつきましては、学校側の意見を聞いた上で設置の可否については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 学校のほうも、教師の働き方改革ということで業務の見直し、そういうことがある中での仕事が増えるというのは大変なことなのかもしれません。ただ、働き方改革の目的の一つは、先生が子供一人一人に丁寧に向き合う時間をつくることだと思います。必ずしも教師や学校が担う必要のない業務などを削減してできた時間を子供の声を拾い上げる時間に充てる、それは教師の働き方として必要な時間であると思いますので、前向きな御検討を学校のほうにもお願いしたいと思います。

それでは、次に、同じくこども基本法第11条には、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて子供にフィードバックすることが望ましいとあります。今までの子ども議会での意見や提言、また、子供からの声を受けたことに対するフィードバックはどうだったのでしょうか。自治体によっては、実現した事業や進捗状況を公開しているところもありました。子供にとっては、意見が受け止められて事業に反映されることが社会への参加意識につながります。ですので、子ども議会のみならず、今後、様々な形で子供から意見を聞くことになりますが、そうした意見を庁内でどのような検討をし、実現、もしくは実現に至らなかったのかを公表していく仕組みについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 現在の子ども議会は、主権者教育の一環として開催しています。コロナ禍においては、開催を取りやめた年もありましたが、感染拡大の状況を見ながら年度途中で開催を決定した年もありました。そのようなときに、学校から次のような意見をいただきました。ある学年では政治や行政について学ぶ授業がある。その授業の中で学んだ成果として学校の代表が子ども議会で質問するようにできれば深い学びにつながる。そのために開催日を早めに知らせてほしいというものでした。学校の授業の予定というのは、もう年間、年度当初にはほぼ決まっていますので、そのスケジュールを空ける予定を組むためにも早めに連絡をしてほしいという趣旨でございました。この意見を踏まえ、令和5年度は、令和5年の2月、前年度に日程をおおむね決めて実施させていただきました。

したがって、子ども議会は、市政に対する意見や提言のスタートではなく、児童生徒が学んできた成果を発表する場、すなわちゴールであるという認識でおりますが、もし、今後の事業への反映や進捗状況の情報提供を求めるような意見が出た場合には、児童生徒へのフィードバックについても考えてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今回の御答弁だと、子ども議会は市政に対する意見や提言の場ではなく、授業で学んだ成果を発表する場ということだと思いますが、これはちょっと私の認識とは違うところです。こども基本法ができて、子供の意見を自治体の事業にも反映させていくことが責務になったのですから、子ども議会では、政治や行政について学んだ結果、浮かび上がってきた気づきや疑問、意見を発表し、それを行政が受け止め、合意形成を図っていく、その過程こそが主権者教育ではないのでしょうか。議場を使い、子ども議会と称して模擬体験をする意義、それがただの発表の場であっていいのでしょうか。私たち議員の一般質問でも、行政の事務事業に対し疑問点と意見を述べることも同じように、子供たちは未来の大人であり、将来この町を支える市民であると捉えることが望まれていると思います。子供も参加しました、子供の意見も聞きましたとする形だけの参画では、議場で行う意味はありません。御答弁にあった授業の反映や進捗状況を求める意見が出た場合にはフィードバックも考えますとした消極的な考えではなく、子供の意見や考えを尊重するならば、その答えを行政として返していくのが当然であると考え

えますが、再度御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど答弁したとおり、現在の主権者教育の一環として教育委員会で管轄している子ども議会については、授業のまとめとしての御意見の聴取という形にはなってしまいますが、当然、それは広聴事業としての子供たちの意見を酌み取ることをしないというわけではなくて、当然、子供たちの意見は尊重し、当然、子供たちが自らの問題点を自らの視点で質問を練り上げて質問してくるわけですので、それについての回答は、真摯に行政として広聴の意味としても酌み取って、市政に生かしていきたいという気持ちは変わっておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 先日読んだ雑誌に、富山県南砺市というんですか、ここに、子どもの権利条例を今年4月に施行したとありました。そして、若者の人口流出が多い南砺市では、高校生に1,000万円の事業費を託して、自由な発想でイベントなどを企画運営してもらうプロジェクトを実施しているそうです。事業を通していろいろな人と知り合い、交流して、故郷のことを考えるようになってほしいとする市長の言葉もありました。なかなか太っ腹な取組とも言えますが、市長の本気度がうかがえる事業等も言えるのではないのでしょうか。

子供の意見をまちづくりに生かすとして、子ども議会をはじめとして質問してまいりました。子供や若者も社会で共に暮らす一員としてその声に耳を傾ければ、私たちにはない新たな発想があるやもしれません。その可能性、将来性に期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時35分といたします。

午後3時20分休憩

午後3時35分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 皆さん、こんにちは。議席番号10番、日本共産党、大森和夫です。よろしくお願いいたします。本日5番目で、午後3時半を過ぎました。例年、普通ですともう最後なんですけど、まだあと2人残っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず第1に、職員の定数などについて伺います。

採用状況、病欠・育児休業の補充など、10月議会でも質問いたしました。いただいた答弁では、77名の職員の定数不足、十分な人員と優秀な人材の確保に努めるとの回答をいただきまし

た。今年度の採用試験、そういった状況と現在の牛久での状況について再度伺います。よろしくお願いします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 まず、職員数ですが、定員管理上の職員数として、令和5年12月1日現在359人、再任用職員を含めると409人であり、職員採用計画において令和10年度の目標とする職員数430人を職員定数として考えた場合、最新の職員数との比較では71名不足している状況がございます。

今年度も第1回目を7月に、現在2次試験まで終えた第2回目を9月に職員採用試験を実施しており、第1回目の試験では10名の採用予定職員を確保しているところですが、試験途中や内定後の辞退者が散見されている状況です。必要職員数の確保に向け、公務員試験対策を要しないSPI試験の導入や採用試験を複数回実施するなど模索を続けているところであり、今後、職員数を十分に確保できるよう、臨時的任用職員や会計年度任用職員などを含む公務員経験者を対象とする試験、退職者への復職制度の導入、繰上げ採用枠の設置、年度途中での採用などについて検討していきたいと思っております。

また、中途退職した職員ですが、令和3年度11人、令和4年度7人、令和5年度は12月1日現在5人であり、退職の理由としては、ほかの職業を選択するもの、療養に専念するもの、家庭の事情によるものなど様々です。近年、民間事業者との人材確保競争の激化や特に若手職員を中心として終身雇用には固執しない職業意識の変化を背景として、中途退職者の増加や新規採用職員の確保難をもたらしており、看過できない問題として早急な対策が必要であるとの認識でおります。

なお、職場におけるハラスメントですが、上司や同僚から受けた言動について疑念を抱いた職員からの人事課やハラスメント相談員への相談・問合せはございますが、ハラスメント対策委員会に申し立てられた案件は現在のところございません。

病欠・育児休業の職員補充ですが、まず、療養休暇者及び退職者の代替職員については、当該職員の病気、けが等の状況が思わしくなく、長期にわたる休暇が必要となる場合やその可能性がある場合には、臨時的任用職員の採用や定期異動により職員の配置をしております。また、育児休業を取得する職員の補充については、長期にわたる休暇を要する場合や職員の育児の状況を確認の上、臨時的任用職員を採用することにより対応しております。

地方公務員の採用状況は、2021年度は4人に1人の辞退者が出ているとの総務省の調査結果が出されるなど、当市に限らず、全国的に職員の確保は非常に厳しい状況でございます。当市でも現実的な問題として、中途退職者の増や内定辞退者の増などにより採用計画どおりの職員採用が困難な状況ではございますが、十分な人員と優秀な人材の確保に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 すみません、現在、答弁で、今年度の採用状況、中途採用が全国的に広がって、一自治体だけの問題ではなく、担当管理職も大変苦慮しているというところは実態として伺いました。近年の若者のそういった意識改革、意識の変化というところもあるかと思い

ます。

また、現在71名定数上足りていないというところと、そういった、また、病気休暇者などの欠員なんかも含めると、職場環境も大変困難で、なかなかそういった意味では新人教育や交流や親睦的なものが減っている。コロナ禍以降、そういった人間関係の希薄さ、親睦会、イベントも減っているという、そういうところも伺っております。そういう点で新人がなかなか職場になじめない、人になじめない、なかなか職場に愛情を持てない。結果、もっといい職場があるんじゃないかというところでは中途退職者も増えている現況ではないかと思われます。そういった環境では、どちらの職場でも悩んでいるかと思いますが、やはり人員が足りていない、この現況が、全て市役所の仕事が回っていないというところの大きな一因であると考えます。

先ほども、中途採用についてはいろいろ検討しているというところで御回答はいただきました。新聞報道によりますと、お隣の阿見町では、一度自己都合退職をした職員を、やはり育児や介護など様々な事由で辞めざるを得なかった、優秀な職員でもそういう原因もあるかと思えます。やはり新人から採用して、研修を通して、実務経験を通して、職員形成、経験、仕事を十分に実力を発揮させるためには5年、10年のスパンがかかっていくというところもあるかと思えます。そういう点で、阿見町で採用したそういった中途採用の方針については、市としては検討状況ではいかがかと伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今お話がございました阿見町の復職制度、新聞報道等で私も読ませていただきました。確かに、辞めたときの理由等もございますけれども、いろんな事情があってそのときは辞めざるを得ないというような方もいらっしゃると思います。そういった復職制度の検討等も今後していきたいと考えております。

あと、試験の中では、今現在もほかの市町村に勤めている方とか、そういう方も採用試験に受けていただいている事例もございますので、そういったところの採用のほうの状況も見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 最初の答弁でも、中途採用、経験者採用についても検討中とのこと伺いました。具体的な事例は前回の質問でも述べましたが、さらに牛久市の歴史の中では、中途職員、現在でいえば40代、50代の職員が多く採用されなかった時代もあるかと聞いております。そういう意味では、年齢構成の山がいびつになっているというところでは、なかなか、職場や人間関係においてもなかなかつながりづらいというところも見えております。そういう点で、30代、40代、50代に限定した経験者採用制度検討中であるようなお話も伺いましたが、その点について、詳細にまた答弁できるところがあればお願いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今、議員のお話にございましたとおり、30代半ばから40代前後、ここの職員が少ないという状況ございます。そちら平準化するために、年齢制限を少

し引き上げて募集をかけるなどの工夫をしております。

あとは、採用試験に関しましても、公務員試験対策要らない試験、先ほどSPI試験等紹介いたしましたが、そういった形で、そういった中途からでも受けやすいような試験内容にして採用試験のほう進めておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 最初の答弁でもいただきましたが、やはり今年度の中途辞退者、退職者がやはり発生している現況です。そういう点では定数もなかなか埋まらない。現在、採用状況においても、4月の段階で10名で、今後また減る可能性もあると。71名との定数不足との乖離がなかなか埋まらないという点では、やはり、より早期に新しい採用の仕組みをつくって職員数を増やしていくというのが求められているかと思います。

私が東京の区役所に勤めていた時代には、税務署とも交流がありまして、東京国税庁では、やはり税金の申告時期は大量にパートタイム、会計年度職員を使って、当初の申告事務について充実させていく。また、平年でもパートタイムをうまく利用して、会計年度職員を使って実務を回しているという実態がございました。さらに追加で聞いたところによると、その中で実務にたけて優秀に使えるパートタイムの会計年度職員を正規職員として任用する仕組みもつくっているそうです。

そういう点で、牛久市では、現在も会計年度任用職員が大量に使っている現況があります。そういう点では、実務的には職員以上の実務能力も有し、知識も有している会計年度職員もいらっしゃると思います。そういう実務経験を利用して、そういう職員を採用する。採用試験に当たっても、ポイント制を使うなどして加点して、実務能力の優秀なそういった会計年度職員を採用する、そういった検討も必要かと思われますが、現在働いているたくさんの会計年度職員の採用の検討についてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今、議員のほうからお話ございました会計年度任用職員の常勤職員への採用ということなんですけれども、現在のところ、先ほども答弁申し上げましたとおり、会計年度任用職員も含めた経験者枠というところでは以前も実施しております。さらに大きく、社会人の枠というような形でもやっております。その際には試験問題等、大卒・新卒と同じ問題ではなくて、それとはまた違った特別な問題を用意する、もしくは、先ほどお話ししましたとおり、SPI試験等、受けやすいような試験内容でやるということも考えられますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁いただいた内容での検討をしているというところでございますので、大変厳しい状況かとは思いますが、全庁的に一丸となって、優秀な職員が早期に採用できるよう、牛久の市政の執行に支障を来さないよう、実際、現在でも支障が出ているかと思うので、全体一丸となって職員補充に努めていっていただきたいと思います。

以下、要望して、この質問を終わります。

2 番目に、学校給食費の完全無償化について伺います。

10月の議会でも質問いたしました。また、先般の議員の質問でも出ておりますが、学校給食の無償化検討中というところで御回答はいただいておりますが、より詳細な具体的な答弁、難しいかと思いますが、回答をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 これまでもほかの議員の皆様にお答えしておりますが、給食費無償化を実現するに当たり、新たな財政負担が伴うことから、現在、段階的な実施を検討しているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 段階的な検討状況というところでございます。答弁について伺いました。対象者を絞るやり方も母子世帯や父子世帯、非課税世帯、お子様の2人目、3人目以上など、対象経費を絞ったいろいろ実施についても検討されておるかと思いますが、そういった検討状況はいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 ただいま御指摘のとおり、対象を絞った段階的なスケジュールについても検討しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁いただきました。検討中ということでございますので、早期に実施の要望が各対象のお子さんを持つ世代から伺っております。ぜひ早期実現をお願いいたします。

3 番目に、18歳未満の医療費の完全無償化についてです。

これも10月議会でも質問いたしました。また、今までほかの議員からも質問が出ております。医療費の完全無償化、具体的な方法についても市長からも答弁をいただいておりますが、やはり9月の市長選で市長の公約として上がっている公約実現、市民からは大変期待されておりますが、先ほども答弁いただいておりますが、検討状況、これを早く発表することが求められていると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 医療費完全無償化の実施予定につきましては、市長から杉森議員への答弁の中でございましたとおり、まだ明確にお示しできる段階にはございませんが、できる限り早い実現に向け取り組んでまいります。

また、課題といたしましては、予算以外にも関係機関との調整、システム改修、新たに発生する事務に対応する人員確保等ございますが、現時点におきましては、無償化の対象は18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子供全員と考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 現在の答弁を伺いましたが、先ほどの学校給食費とも重なりますが、やはり対象世帯を母子世帯、父子世帯、非課税世帯、お子様が2人目、3人目から対象と経費を絞った実施等々も早急に検討して、実現を要望いたします。

牛久市、人口が横ばいでなかなか税収増は見込めないというところではありますが、前回も申し述べましたが、牛久市の財調基金は約35億円積み立てております。これをいかに有効に活用して今後の子育て世代を支援するか。また、こういったお金を先行投資して、前回の議会でもお示しましたが、やはり子育てに優しい牛久を実現して転入者を獲得する、こういうことに財調基金を有効的に使っていくということが求められていると思います。

財調基金については、先般のハートフルクーポン券で3,000万円の取崩しをただけとなっております。今後の転入者の増加を図って税収増を図る、そういう目玉政策も、各自治体で学校給食の無償化、医療費の無償化、取り組んでまいります。結果、人口が増えることによって牛久市の税収増加を図る。そういう意味では、先ほどの答弁にあったように、職員、システム改修、時間がかかるというところではなかなか判断は難しいかと思いますが、沼田市政のスピード感が問われております。早急に実施を要望して、この質問を要請して終わります。

次に、4番目に、中学生以下の通学自転車購入費の助成・レンタル事業、また、ヘルメットの購入費の助成などについて伺います。

10月議会でもこの質問も出ております。

近隣の茨城県かすみがうら市では、市立中学生の希望者に通学用自転車は無償貸与する事業を来年度から始めます。保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、自転車を乗り継いでいくことで物を大切にする、心の育成を図るものとしています。かすみがうら市においては、2つの中学校と義務教育学校の計3校に中学生が通う。来年度入学予定の小学6年生を含め、3校に自転車通学する全ての生徒を貸与の対象としています。車両は変速機付きの軽快車、導入台数は170台を想定し、費用は1台当たり月1,650円。2024年度から2029年度までの6年間で約2,000万円の予算を見込んでおります。

かすみがうら市は、今年度から通学用自転車の購入費補助制度を開始して、購入額の半額、上限3万円を助成を開始しました。この助成により、既に自転車を持っている在学学生は貸与の対象外として貸与を受けず、自ら別の自転車を購入することも可能としております。

また、貸与した自転車は、卒業時に返却してもらい、整備して別の生徒に貸し出す。市は、今後、業者と保守管理を含めたリース契約を結ぶ予定となっています。霞ヶ浦中学では、スクールバスを使った通学が無料となっており、市は、自転車通学者との不公平感の解消にもつながるとしています。

8月31日の定例記者会見において、かすみがうら市長は、教育インフラの一つとして決断した。自転車をシェアして乗り継ぐことで、公共心と物を大切にする心を育てたいと話しております。こういったレンタル制度も一部始まっている市もあります。

牛久市での検討状況、検討策としてはいかがでしょうか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど答弁させていただきましたように、子育て支援の方策として、学校給食無償化の早期実現を目指し、財源の確保に向けて取り組んでいるところでございます。そのような中で、中学生の自転車やヘルメット購入助成につきましては、現在検討はしておりません。

しかし、生活に困窮する新中学生のいる世帯に対しては、制服や自転車の購入の負担を軽減するため、就学援助の中で入学準備金として6万円を支給しているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁いただきまして、レンタル事業については検討していないというところで回答いただきました。ただ、答弁にもあったように、学校給食費の無償化等々含めて保護者の負担軽減が必要です。ぜひ実施をお願いいたします。

また、ヘルメットの購入費助成については、10月議会でも質問が出ております。道路交通法の改正により、自転車ヘルメットの義務化が来年4月から実施されます。現在は小学生に3年ごとにヘルメットが支給され、結果、2回ヘルメットが支給されております。ほとんど小学生時代のものを現在中学生が使用しているのが実態です。実際のところ頭のサイズに合わない。ヘルメットは一度落下すると、衝撃を受けると、安全保証規格のSG規格がなくなります。逆に言うと、かぶっていて倒れても頭に衝撃がヘルメットで吸収できないという事例になっております。本来であれば、落としたヘルメットや事故に遭ったヘルメットは買い換えないといけないというところが、無理をして使っている実態もあるかと思えます。そういう意味で、当初、今年度春にはヘルメットの不足も報道されておりますが、現在は在庫もありますが、まだまだ5,000円、6,000円と高額です。親の負担も大変です。ぜひ検討状況等、就学援助と言っておりますが、なかなかそれだけでも間に合わないでおります。ジャージや制服やバックを買って10万以上かかっている実態もあるかと思えます。対象を絞るなど、実現できるかと思えますが、ぜひ検討をお願いいたします。これについての答弁をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 繰り返しになりますが、ヘルメットについての助成については検討はしておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 検討していないという悲しい答弁いただきました。

やはり子育て世代については、自転車、ヘルメット購入の負担が大変大きいです。ぜひ早急に検討して、施策に反映して、ほかの市が始めたから牛久市もやっとなんかということじゃなくて、一発目に牛久市が最初にやりましたという先見事例をつくって、新しい市長の政策とやる気がPRできると思えます。ぜひ実施を要請して、質問をこの分は終わります。

次に、5番目に、加齢性難聴者の補聴器の補助について質問いたします。

6月議会でも質問いたしました。予算編成と協議すると回答いただきました。

今年度の高齢者の補聴器購入費、修理費の助成、市議会の意見書が、令和2年度第4回定例会において法的助成を求める意見書が採択され、3年たっています。本来であれば前市長が実施をして、もう実施済みが当たり前の状況であります。残念ながら実施に至っておりません。そういう点では、高齢者の全日本年金者組合でも市長に再度申入れを行うなど要請をしております。他の市町村では、こういった意見書採択は3年たたずに実施となっております。高齢者の期待感は大いいです。財政状況厳しい厳しいだけでは理由になりません。財調基金を取り崩して、高齢者が待ち望んでいる加齢性難聴者の補聴器補助、ぜひ実現をお願いしたいと思います。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 加齢性難聴に対し市が行うべき支援には、難聴の予防及び早期発見・早期治療へつなげることで、難聴を有することでの生活の質の低下予防、二次的被害の予防、公平性を考慮した経済的支援等が挙げられると考えます。

経済的支援となる加齢性難聴の方への補聴器購入補助に関しましては、令和2年第4回定例会において公的補助を求める意見書が可決されており、その後、数回にわたって補助制度の創設に対する考えや助成についての見解に関する一般質問がございまして、様々な点について調査研究し、検討していくという趣旨のお答えを申し上げております。

国や県のほか、他市町村の動向を見極めながら、対象とする補聴器の種類、補助額、補助回数、所得制限、年齢制限の在り方や購入のみか修理も含めるかなど、どのような制度とするべきか調査研究を継続しているところでございます。したがって、具体的な制度設計はできておらず、来年当初予算編成においても要求はしておりません。

県内では、古河市、土浦市、筑西市、城里町において助成制度があると承知しておりますが、その内容は本当に様々でございます。引き続き、助成の在り方を研究し、他事業との優先順位等も考慮しながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 検討状況を踏まえているというところで回答いただきました。

やはり意見書採択から3年たっております。まだ検討中では遅過ぎます。やはり対象を絞って、非課税世帯や年齢条件、80歳や75歳以上、65歳以上など、予算額を絞るなど計画的になぜできないのか。やはり議会で採択した意見書です。議会無視、市民の要請無視、期待を無視しているというところでは残念でならないと思います。この点について市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 繰り返しのお答えで恐縮ではございますが、引き続き、継続している最中でございますので、その点をまず御理解を賜りたいと存じます。

また、年齢ですね、在り方ですが、先ほど触れた中にも重ねますけれども、制度の在り方を研究する過程の中において、当然、年齢についても導入するべきか検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 検討が、3年たってまだ検討というところでは、やはりスピードに欠け過ぎております。ぜひ早急に、今年度実施、来年度実施、早急に実現を要請してこの発言を終わります。

次に、6番目ですが、牛久市での不登校の現状と対策について伺います。

全国的にも義務教育学校の児童生徒の不登校の現状は増加傾向と報道されております。

一方で、2017年2月に完全施行された教育機会確保法によって、不登校の子供に対する対応が見直されました。文部科学省では、不登校について、必ずしも学校復帰が必須条件とならず、緩和化されています。令和4年度の不登校の児童生徒の数について一部報道があり、前年よりさらに5万人増え、約30万人に上ることも分かりました。学校に行けていない子供たちの9割は家庭で過ごし、また、3割はどこにもつながっていない実態があります。地方自治体によっても支援の格差があり、国の責任としても、子供たちの安心安全な学びを保障できるように求められていると私は考えています。

今年の10月4日に、文部科学大臣宛て、NPO法人である登校拒否・不登校を考える全国ネットワークから、不登校児童生徒をもつ親への支援を求める請願が文部科学大臣宛て出されています。

その内容は、令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と前年度から大幅に増加しています。しかも、現状は短時間でも登校すれば欠席にならないなど、実質的な不登校を鑑みると、潜在的な不登校児童生徒が多数在籍していると考えます。

このような状況から、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークでは、一昨年と昨年、親の会及び親のアンケート調査を行っております。不登校によって、学校を休んで子供の心が安定したという意見や親は学校や社会への考え方が変わったなど、よかった面がある一方で、子供自身の自信ややる気がなくなった、親は不登校の原因が自分にもあるかもと自分自身を責めたなど、精神的に追い込まれていることが数字として読み取れたと集約しています。

また、食費やフリースクールなどの会費のため支出が増える一方で、子供が学校に行けなくなって、親は職場の早退や遅刻が増えたり、仕事を辞めざるを得なくなったりして収入が減ってしまうことも多い。

このように、精神的にも経済的にも不登校の親は厳しい環境に置かれている。子供にとって一番の環境は親であり、親を支えることも喫緊の課題である。よって、国におかれては、不登校の親を支援するために下記事項に取り組むことを強く要望するとしています。

要望事項としては、第1に、経済的支援は確保法にも努力義務として明記されている。地域によっては家庭に経済的支援が始まっている。しかし、地域による不均衡が広がっており、国として経済的支援を行う施策を講じ、地域による格差をなくしてほしい。

2、学校復帰を目指さない、不登校は問題行動ではないなど、確保法の理念の周知が徹底されていない現状があり、3年以内に80%以上の親への周知を望んでいます。また、フリースクールや親の会などのつながりは親は求めているが不十分であり、各自治体に努力義務を求めています。

このような状況での牛久市の不登校の現状について伺います。

現在の現況や対策、タブレット端末の有効活用、タブレット参加バーチャル仮想学校などについて、検討状況などを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 令和5年10月現在、牛久市の小・中・義務教育学校において30日以上欠席している不登校児童生徒数は、10月末現在で140名となっています。不登校の児童生徒数は全国で増加の一途をたどっており、中でも茨城県は全国で最も不登校児童生徒の割合が高い都道府県となっております。牛久市もここ数年増加傾向が続いており、昨年度については、県の平均は下回っているものの全国平均は上回っている状況となっております。

教育委員会では、教育センターきぼうの広場において適応指導教室を開いています。適応指導教室では、学習支援や小集団での様々な活動によって人間関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談によって子供の内面の成長を促す支援を行っています。

しかし、不登校という悩みを抱えている子供にとって、人との関わりの中で学ぶことが最適な選択とは言いきれない部分もあります。子供が教室以外の居場所や自宅から朝の会や帰りの会、授業などにオンラインによる参加を希望する場合、学校では、配信が可能な環境であれば、なるべく対応するようにしています。

ある中学校で、不登校の生徒は、自宅で1人1台端末を活用し、学校から配信される授業を視聴しています。授業中は、教員がチャット機能を利用して学習課題の確認や取組方の指示をすることもあり、少しずつ学習に取り組めるようになってきました。オンラインで授業に参加することで生活のリズムも整い始め、意欲の高まりも見られるなど、好循環が生まれています。

オンライン授業以外にも、チャット機能で担任と会話を重ねることにより人間関係の構築と安心感の醸成につながり、学校に登校できるようになった小学生もいます。

さらに、学校以外でもAIドリルを利用することができるため、どの学年であっても自分のペースで学ぶことができる環境も整えられています。

このような端末の活用の仕方以外にも、宇都宮市をはじめとする他の自治体において、不登校対策にメタバースを活用した事例があることも承知しております。このような環境を整備するには、財政面をはじめ多くの課題があることから、まずは、本市が現在取り組んでいる一人一人の子供に合った不登校支援をきめ細やかに行うことを心がけていきます。

多様な学びの場を周知しながら、民間施設や関係機関とも連携し、社会的に自立できる子供の育成に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 不登校対策としてのいろいろな取組事例について回答いただきました。

先月には、牛久市議会教育文化常任委員会において、メンバーにおいて、お隣、栃木県宇都宮市の教育センターの行政視察を行いました。

タブレット参加バーチャル仮想学校、メタバースを利用した宇都宮市でのU@りんくすを見学しました。これは、自宅における生徒の全員支給のタブレットによってバーチャルの仮想学校に参加して、クラスの学級会に参加したり、見学したり、時によってチャットでも参加したりして、いろんな人に会わないでも仮想学校に参加できる仕組みです。また、職場見学ができたり、生徒と同じ遠足に出かけるということも映像や視覚によって経験できる、大分先進的な事例です。

宇都宮市においては、教育センターメンバーの2人の発案でこのタブレット参加型バーチャル仮想学校実現を訴え、これが予算約760万円で実施できるというところになりまして、宇都宮市長が飛びついて、牛久市の先進事業として路面電車とともに、このU@りんくすを導入して、不登校児対策を実現したと報告を聞いてまいりました。

このバーチャル仮想学校に子供の参加が増え、行く行くは高校進学、大学進学へとお子様を成長させ、社会復帰を目指し、将来的には市内在住を目標に、また、仕事にも就いて、結果、宇都宮市に税金を納める、納税者を育てるということを最終目標としています。こういった先進事例、学ぶ事例としては大変有効だと思います。約760万円で実施できるそうです。ぜひ、定額です。この点については、金額的には検討状況とバーチャル、メタバース、いかがでしょうか、回答を求めます。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 メタバースも含めて、様々な不登校対策を考えていきまして、先ほど申し上げましたが、まずはできることから始めていきたいと思っています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 これは、やはり全生徒に配っているタブレットですぐできることです。僅か760万で実施できます。ぜひ実現を要請して、質問を終わります。

最後の質問です。

7番目、県南水道の事業推計について伺います。

牛久市は、県南水道に事務事業を完全委任して直接関わっていませんが、情報共有など連携が重要です。分かる範囲での回答をお願いいたします。

現在、国においては、都道府県1水道という方針の下、各都道府県が1県1水道という方針をつくっていると聞いております。

現在、茨城県は、市町村水道の経営を10年間で一体化し、2050年には県内全市町村の水道を統合し、料金も統一する1県1水道を推進しようとしています。今年3月の県の広域化推進プランが発表され、給水原価などのシミュレーションをしたとしています。

1県1水道の裏側に潜む様々な問題があります。市町村の自己水源を放棄させ、県の広域水道に転換し、過大な水源開発の責任を市町村と市民に押しつけることになっております。

さきの東日本大震災では、県南水道においては2地区の給水施設で断水が起こり、長期化した経験からも、災害時には地域分散型の水道のほうが被害が少なく、復旧も早いことを思い知らせている事例が発生しております。

今年３月の茨城県の水道事業広域連携推進方針として、方針策定の趣旨は、水道事業広域推進方針の位置づけとして、茨城県水道事業広域連携推進方針、令和４年２月に策定した茨城県水道ビジョンに位置づけられた広域連携の推進を踏まえ、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化を検討するための素案として、現状分析やシミュレーションなど、今後の広域化の推進方針及び当面の具体的取組の内容、スケジュールを示しました。国が要請する水道広域化推進プランとして位置づけています。

本方針に記載した広域化パターンの設定やシミュレーションについては、県が一定の条件設定の下に行ったものであり、各水道事業者の経営戦略時の個別の方針や計画を反映したものではないため、今後、各水道事業者の個別の状況等も十分勘案した上で適宜整合を図る必要があります。また、今後、本方針を基に検討を行い、実現可能と判断された取組については、最終的に水道基盤強化計画に引き継がれることを想定しています。なお、本方針では、県内水道用水供給事業及び上水事業を対象としています。

県内水道事業の目指す姿と広域連携の基本的枠組みとして、広域連携について、事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など様々な形態がありますが、茨城県では経営の一体化、管理の一体化、共同発注等を当面の目指す姿としています。

広域連携に当たっての基本的な方針は、長期的な需要と供給の均衡を取り、施設の統廃合や再配置を検討する。本方針の計画期間においては、以下に示すとおり、経営の一体化や管理の一体化、共同発注の広域連携について取り組むものとしています。

広域化施設整備に当たっての基本的な方針として、今後の人口減少を踏まえ、合理化及びコスト縮減につながらない施設整備は行わない。統合先の浄水場は、様々な状況を踏まえ、全体として全体最適を図る。取水が不安定である水源はダム等に参画した水源へ移行し、水道水の安定供給を強化します。施設整備に当たっては、国の交付金等有利な財源の確保に努めます。

経営の一体化における効果を確保するため、現在保有する既存設備の更新を計画的に実施し、今後も継続的に使用する方針とした単独経営と、施設の統廃合による最適化を図り、必要な整備に対しては国の交付金を活用する方針とした経営の一体化の最適化後の、その後における施設数の変動や財政収支見通しから試算する給水原価の推移を整理しました。

給水原価の推移として、最適化、最適化に伴う維持管理費用の効果削減を踏まえた経営の一体化と現在の運用を継続する単独経営の財政収支見通しを作成した結果から整理した給水原価の推移は、県南広域圏としては、給水原価の大きな変動はなく、僅かに上昇や下降で推移する見通しとなっております。減価償却費においては、経常費用の増加や減少の変動が僅かであり、水需要、有収水量が２０５０年度まで増加する見通しのため給水原価は僅かに下降するが、以降は有収水量が減少に転じるため給水原価は上昇する見通しです。他の圏域と比べ、地下水転換が進んでおり、廃止可能な浄水場や配水場化に伴う整備が少なく、受水単価に大きな変動がないことも要因と考えられております。他の広域圏と同様に、県南水道の経営の一体化では、施設の最適化による更新の需要の抑制や維持管理費の削減、拡張事業に対する交付金の活用により、単独経営を継続するよりも給水原価が下がり、費用の抑制の効果が得られたと語っております。

また、今後の広域化に向けた課題としては、事業費、水需要予測値など、財政面以外のメリット及びデメリットの整理、マニュアルの策定、職員確保など、経営の一体化に向けて検討すべき項目の整理、資産継承・資産管理、自己水源の扱いなど、当面の具体的な取組のスケジュールとして、今後の１０年間のシミュレーション等々計画が報告をされております。

牛久市としては、さきにも述べたように、県南水道に委任している関係ではございますが、現在の情報交換の中での牛久市の情報交換の状況とこういった県の方針についての見解や意見があれば伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 お答えいたします。

牛久市としましては、県南水道に水道事業のほうは、市単独でやっているわけではなくて県南水道に水道事業のほうはお願いしている関係でございまして、今、議員から御紹介があった県の一元化の話なんですけれども、その件で県南水道から聞いたというか、県南水道から確認したという話だけになってしまいます。

まず、設備機器の更新補助金が廃止されるのではないかなというようにお話がありまして、現在、令和５年度県南水道企業団の予算の中に、県南水道として、県の一元化としてではなくて、今の既存設備の更新として、国からの生活基盤施設耐震化等交付金という補助金があるそうです。一元化という方針は県のほうで打ち出してはいるそうなんですけれども、現在こうした今の施設を維持していく上での補助金の廃止ですとか、縮小というようにお話はないということで県南水道から伺っております。今年度は、昨年度と比べて４，５００万ほど補助金のほうは減額されているんですけれども、こちらは中長期の事業計画に基づく事業費の変動によるもので、交付金の減額廃止とされたものではないというようなことを伺っております。

また、先ほど来、議員から県の一元化についての御紹介ありました。こちらで一元化というか、広域化を図る上で交付金の補助率、広域化を図る上での補助というのも、国の補助ですね、こちらもあるようなんですけれども、こちらも高めに設定されているということで、さらなる水道事業の広域化に取り組む場合には、そちらの後押しにもなるというような国の仕組みになっているということを県南水道から伺っております。

いずれにしても、県内でほとんどの市町村は市町村単位で水道事業を負っているんですけれども、牛久、龍ヶ崎、取手、利根は県南水道にお任せしている。そのほか県内では、旧石岡市と旧玉里村の湖北水道企業団でしたか、その２つだけが企業団として広域でやっている組織です。それ以外は市町村で水道事業を行っています。そういった関係で、牛久市、当市としましては、県からの情報というのが、情報というものになかなか疎い面はあるんですけれども、こちらも直接の事業者ではないにしても、水道事業、こちら生活に欠かせないものですので、情報だけは仕入れていきたいと思っています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 答弁の中でも、情報としていろいろいただいているという回答をい

いただきました。

県としては、今後１０年間で一元化の方針を掲げているところと各独自の水道事業、広域、県南水道事業等々の状況を把握しながら一元化を進めていく方針ではあるとは思いますが、まだ１０年と言われても、すぐ時間もたってしまいますし、担当の職員も管理職の皆さんも人事異動で代わって状況判断もなかなか難しくなっていくというところもあるかと思いますが、そういう意味では、情報交換を密にして、今後の１０年間で、どちらに進むべきかどうかいろいろありますが、やはり牛久市民の安全な水を守る、災害に強い水道水をつくるという点では同じかと思うので、より県南水道と連携を密にする、県とも密にして、情報の共有を図って、安全、おいしい水を追求して、県南水道との連携調整をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、１０番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１６時４０分といたします。

午後４時３１分休憩

午後４時４０分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、１４番小松崎 伸議員。

〔１４番小松崎 伸議員登壇〕

○１４番 小松崎 伸 議員 無会派の小松崎 伸でございます。皆さんが今一番私に期待していることは早く終わることだというふうに思っておりまして、答弁のほうも簡潔に、そして中身のある答弁ということでよろしく願いいたしたいと思います。

牛久市の防災行政についてということでございます。

牛久は、同僚議員から話もありましたけれども、稲敷の台地でございます。南のほうから来ますと、牛久の旧６号の坂を上ってきます。あそこが稲敷の台地の南のスタートだというふうに言われております。そういった中で、南、西、北、これを大きく見渡しても牛久市が台地にある。非常に災害に強いといえますか、災害の少ない台地というふうなことであります。そうはいいまでも手を緩めてはいけません。いつ何が起るかわからない、そういうことでございますので、今回の質問をいたします。

まず第１番目、行政の災害対策と危機管理ということでございます。

防災の最前線機関として、災害発生時、避難指示の発令についてということでございますけれども、これは従来、以前、いわゆる避難指示と避難勧告とこの２つがあったわけでございますけれども、非常に市民にとっては分かりづらいというふうな状況もございました。まずこの点を確認をいたします。

そしてまた、この発令です。発令のこの基準、これについて牛久市としてどのように考えているかということでお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

従前におきまして、警戒レベル4は避難指示と避難勧告との2つに分かれておりましたが、市民目線で見たときに、同じ警戒レベルで2つに分かれているのは分かりにくいという意見が多くあったため、令和3年5月の災害対策基本法改正の際に、警戒レベル4は避難指示ということで一本化されました。

牛久市の避難指示の発令基準ですが、市では、牛久市避難情報等の判断・伝達マニュアル、土砂災害・水害編ですが、を作成しております、本マニュアルにて基準を定めております。

具体的には、土砂災害に関する避難指示の基準として、次の1から5のいずれかに該当する場合には避難指示を発令することとしており、その場合ですが、まず1番、土砂災害警戒警報（警戒レベル4相当情報）が発令された場合、2番目として、土砂災害に関するメッシュ情報で「非常に危険」となった場合、3番目といたしまして、警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、4番目といたしまして、警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、そして5番目として、土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合というふうに定められております。

また、水害に関する避難指示の基準といたしましては、次の1から3の場合に避難指示を発令することを定めており、1つ目といたしましては、大雨警報または洪水警報が発令され、地域の累積雨量が200ミリを超え、さらに多量の降雨が予想される場合、2番目といたしましては、消防署など関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合、3つ目といたしまして、浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合と定められております。

これらの要件に該当する事象が発生した場合には、市の災害対策本部や警戒本部にて避難指示の発令を速やかに検討するというような状況になっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 分かりました。

あと最近、竜巻注意報というのが結構発令されますけれども、これにつきましても、執行部のほうで随時対応できるような体制というものをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、平常時の防災対策としてということで幾つかございます。

まず、地域防災計画の作成ということでございますけれども、これはやはり牛久市の特徴がありますので、その点網羅して回答をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国の防災基本計画に沿って策定いたします。地域の実情に即した被害を想定し、災害発生時の避難、消火、水防、救難・救助などの具体策の

ほか、ライフラインの復旧、食料・医薬品・物資の輸送、対策本部の体制、復興の進め方、防災教育や避難訓練、備蓄計画などの非常に多岐にわたる項目を盛り込んだ各自治体独自の防災計画となっております。

牛久市では、発生する災害としては大きく分けて風水害及び地震となるため、地域防災計画も風水害対策計画編と地域災害対策計画編の2つを策定しているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、避難場所の指定です。改めまして第一次避難場所、第二次避難場所、その辺含めましてお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 避難場所の指定についてですが、第一次避難場所は行政区集会施設等を中心として69か所、第二次避難場所は私立を含めた市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び農芸学院の18か所、福祉避難所は総合福祉センター、奥野・三日月橋両生涯学習センター、牛久運動公園武道館の4か所となっております。また、牛久さくら園、元気館、博慈園の3施設とは福祉避難所における災害協定を締結しております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、備蓄についてお答えをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 備蓄品の備蓄状況についてでございますが、市役所の敷地内、牛久運動公園武道館脇、それから中央生涯学習センター、奥野生涯学習センター、総合福祉センターの5か所の防災倉庫と、牛久小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校、牛久第三中学校、牛久南中学校、下根中学校、ひたち野うしく中学校の7校で空いているスペースを借用し、備蓄品を収納している状況です。

備蓄している品目につきましては、飲料水のほか、食料としてアルファ米、ライスクッキー、水が不要なレトルト御飯、麺類、乳幼児用のミルク、ベビーフード等を用意しております。食料品以外では段ボールベッド、毛布、携帯トイレやマスク、消毒液等の感染症対策用品、プライバシーが保護できるようテントやパーティションなど、多種多様なものを備蓄している状況です。

次に、備蓄している数量ですが、食料に関しては約4万食分、飲料水に関しては500ミリリットルペットボトルを1万7,400本備蓄しております。食料以外の数量につきましては、主なものになりますが、毛布が約8,000枚、携帯トイレが約6万回分、テントが500張り、パーティションが480セット、マスクが約15万7,000枚、おむつが約2万7,000枚となっております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 これは基本的に何日分ということでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 市で備蓄している品物の数につきましては、一旦、2日ないし3日分と

いうものを想定しております。各自御家庭のほうで3日分の備蓄をお願いしているところがございます。そうしますと、大体5日から6日程度準備ができているというような状況で、初期対応に対応できるというふうな考え方でございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、防災無線です。無線の整備ということでお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 防災無線の整備についてですが、防災無線のデジタル化に伴う工事期間は令和3年度から令和7年度までとなっております、令和5年11月末現在で、親局の設備、警察署、消防署、保健センターに設置する遠隔制御局設備の整備等及び全96局中48基の建て替え工事が完了しております。

従来の子局との比較ですが、高性能スピーカーの採用に伴い、音達エリアが拡大され、より聞き取りやすくなります。また、高品質の音声合成装置を導入いたします。本装置は、騒音の激しいJR構内放送にも採用されるなど、豪雨や暴風など喧騒環境における伝達品質の確保にもつながるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、防災訓練の実施についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 防災訓練の実施につきましては、従来は地震災害を想定した訓練を主として実施しておりました。

一方で、今年10月に牛久市内でも初めて浸水想定区域が茨城県より指定されたことから、来年度は水害ですね、最近多い、線状降水帯等の被害も多く出ておりますので、水害を想定した牛久市主催の防災訓練を出水期前に実施していく計画でございます。訓練の内容といたしましては、浸水想定区域に居住する住民の避難訓練、避難所の開設訓練、災害対策本部の設置等を行ってきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 この中で、以前、牛久小学校区で実施したと思うんですが、夜間の訓練の実施、これについては今後どう考えているかということでお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市の場合におきましては、市全体の訓練といたしましては地震を想定した小学校区での訓練を市主催として実施しており、一方で、行政区単位で様々な訓練を実施していただいているところでございます。

夜間の訓練につきましても、以前実施した経緯がございますが、必要に応じてやはりまた実施していくべきものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、自主防災組織の結成と育成ということでお伺いしま

す。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 自主防災組織の結成状況ですが、市内には56の自主防災組織が結成されておりまして、全世帯における活動カバー率は90.4%という状況になっております。

また、自主防災組織の結成に当たっては、設立時のマップ整備等に10万円、それから資機材整備に100万円、結成の翌年から3年間は活動補助として各年5万円の補助金を支出しております。

自主防災組織の育成については、各行政区長で構成する牛久市防災会を設置しておりまして、各種研修会や勉強会を実施しながら防災組織の育成を図ってきたところであり、今年度、令和5年度は、自主防災組織の活動発表会を実施したいと考えております。本発表会は、自主防災組織の活動が活発な行政区に日頃の活動内容を発表していただき、自主防災組織を立ち上げたものの、活動がなかなか実施できていない行政区や自主防災組織をまだ立ち上げていない行政区に対して役立つものになればというように考えているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、事業者等と協定です。協定の締結について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 災害協定についてですが、県内外の地方自治体等と14件の相互応援に関する協定を、また、民間企業等と43件の災害時支援・応援に関する協定を締結しております。

協定の内容といたしましては、自治体間の相互応援に関する協定、食料・生活用品の生活物資に関する協定、道路等の災害復旧に関する協定、宿泊施設の提供に関する協定、医療・薬事救護活動に関する協定、石油燃料の備蓄やLPガスの供給協力に関する協定、また、廃棄物の処理に関する協定など、様々な分野にわたっております。

今後も、必要に応じて地方自治体、民間企業等と新たな災害協定の締結につきまして検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、これは片仮名でプッシュというんですけども、押すという意味ですけども、プッシュ型支援、これは、いわゆる被災地から中央に、国に、要請がなくても国のほうから先に応援をするというふうなものですけれども、プッシュ型支援、これについての対応、受入れ体制について伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 プッシュ型支援についてですが、議員からもございましたとおり、大規模災害発災当初、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、また、民間供給能力が低下することなどから、被災地方自治体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されるため、国が被災地からの具体的な要請を待たないで被災地に緊急輸送をするものでございます。

牛久市におきましては、牛久市避難所運営マニュアルにて、災害時における食料物資の集積場所として牛久市中央生涯学習センター、牛久南中学校、牛久市営青果市場、J A水郷つくば牛久・営農経済センター、牛久栄進高等学校、牛久市集出荷施設の6か所をあらかじめ指定しており、これら6施設でプッシュ型支援の物資の受入れを行うようになっております。

物資の集積場所の運用につきましては、総務部を所管部署として地域防災計画に定めておりまして、総務部においても災害時には速やかに対応できるようにしているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、個別ですけれども、最近、様々なところで活躍していますあの空を飛ぶドローンです。ドローンについての今後の活用、取組、これについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 実際に災害、被災がありますと、今現在でも現場の状況を把握するのに大変やはり苦勞しているような状況でございます。議員御提案がございましたドローンの活用というのは、そういう意味では、迅速に映像として把握することができますので、検討すべき内容だと思います。ありがとうございます。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 前向きな検討ですね。

2番です。行政の災害救助、応急対策の準備体制をとということでございます。

災害救助法の実施は、法定受託事務として県知事が行い、市町村長がこれを補助するというところでございますけれども、この準備体制について伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 災害救助法の適用要件といたしましては、災害により一定数以上の住家の滅失、全壊ですね、が生じた場合、または多数の者に生命または身体への被害が生じ、継続的な救助が必要な場合となっております。これらに該当する場合は、災害救助法の適用を受け、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するというようなことになっております。

また、救助の種類としましては、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の提供、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与、医療及び助産、被災者の救出、住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索・処理、障害物の除去等がございます。

災害救助法が適用された場合には、被害状況に応じて、これまで申し上げましたような救助を行っていくことになりますが、その費用については都道府県及び国により負担がされることとなっております。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、応急仮設住宅の用地確保と入居者の募集、公募ですね、管理は市町村の役割ということでございますけれども、この点についてお聞きをいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

応急仮設住宅の供与は、原則として県が実施しますが、災害救助法第30条の規定により、県知事が被害の程度、その他必要と認めたときは、応急仮設住宅の建設を市長に通知することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し、供与します。

応急仮設住宅の入居対象者、選定、設置基準、設置場所、供用期間については、地域防災計画にて定めているところです。

建設用地の決定や確保は総務部、入居者の公募や生活支援は保健福祉部及び建設部、維持管理・撤去については総務部及び建設部が所管部署になっております。

用地の確保については、奥野地区にあります東部防災広場が現時点では唯一の候補地となっておりますが、災害の状況に応じて、他の適当な公有地、市有地についても検討してまいります。

また、応急仮設住宅の建設のみならず、市営住宅や民間アパートなどの民間所有施設の活用についても検討していく考えであります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 今、市長が言われましたように、用地の確保、そして仮設住宅の建設、これにつきましては、具体的に前倒しで、沼田市長のときにできれば早めに決めていただくということで期待をしたいと思います。

続きまして、災害弔慰金法の件であります。この事務の実施主体は市町村ということでございますけれども、この点についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例及び施行規則にのっとり、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、市が主体となり支給事務を実施いたします。

災害弔慰金の支給対象となる災害といたしましては、市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害、県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害、災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害が対象となります。

対象災害により死亡した市民の遺族として、配偶者や子、父母、孫、祖父母などに支給されます。

災害弔慰金の支給額は、死亡した者が生計を主として維持していた場合は500万円とし、その他の場合は250万円となります。

今まで牛久市での支給実績はなく、近年最大級の災害である2011年の東日本大震災においても支給した実績はございませんでした。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 結びに、ちょっとお話だけ。

約３０年前の１９９５年の阪神・淡路大震災です。このときに、地震直後に瓦礫の下敷きになって自力で脱出できなくなった方は約３万５，０００人いたんです。このとき、警察、消防、自衛隊が救出したのは、この３万５，０００人のうち８，０００人だったんです。残りの２万７，０００人は誰が救出したかという、８０％近くですね、これは、結局は近隣の住民の方が救出したわけです。そういった実例がございましたので、参考にここでお話をさせていただきました。

以上で私の質問を終わりといたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、１４番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

お疲れさまでした。

午後５時１１分延会